

LIBRA

2022年 3月号

〈特集〉

法律研究部の魅力に迫る—専門知識を深めるために—

〈インタビュー〉

『文藝春秋』新編集長 新谷 学さん

〈クローズアップ〉

2021年度 理事者の1年

〈新連載〉

東京弁護士会の「同好会制度」



猫 になり たい



会社を辞めて司法試験を受けたのが2016年5月。翌月から3週間、岩手県宮古市から福島県いわき市まで海岸線を歩く旅に出た。東日本大震災から5年、ひたすら防潮堤の上を歩く毎日で、ほとんど人と会わない。それでも要所要所にあるコンビニは砂漠のオアシスみたいなもので、非常にありがたかった。

ある朝、岩手県大船渡市のコンビニで外のベンチに腰掛けおにぎりを頬張っていると、何やら下の方で動く気配がする。覗いてみると、猫がすやすや寝ていた。段ボールと新聞紙とタオル1枚でこんなに気持ちよく寝られるのか…自分の持っている15キロのテントやら寝袋やらがあほらしくなった。猫になりたい、と本気で思ったものである。

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2022年3月号

特集

02 法律研究部の魅力に迫る

—専門知識を深めるために—

- I 倒産法部から見た法律研究部 多比羅 誠
- II 法律研究部の実態に迫る～広報委員会による6研究部インタビュー～
- III 法律研究部の全容に迫る～16研究部活動紹介～

インタビュー

16 『文藝春秋』新編集長 新谷 学さん

クローズアップ

20 2021年度 理事者の1年

ニュース&トピックス

- 24 ・2022年 東京弁護士会新年式
- ・PRIDE指標ゴールドとレインボーのW受賞
- ・外国人支援団体との交流会
- ・2022年度 東弁役員等選挙

新連載

- 36 東京弁護士会の「同好会制度」
vol.1 制度の発足と公認同好会 伊藤茂昭

連載等

- 28 常議員会報告（2021年度 第8回／第9回／第3回臨時）
- 32 監事室から：会財政健全化への弛まぬ歩み 栢割秀和
次世代につながるように 三枝恵真
- 33 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京家庭裁判所委員会報告「少年保護事件における被害者配慮制度」について
奥原玲子
- 35 若手会員支援ニュース
第4回 即時・早期独立弁護士交流会と独立開業に役立つセミナー 菊地真治
- 38 憲法判例ができるまで～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～
第3回 一人一票実現訴訟 伊藤 真
- 40 人権問題最前線：第7回 生活保護をめぐる最近の話題 山川幸生
- 41 新型コロナウイルスのもとで Part2～こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)～
vol.6 待ったなしの義務研修 さあどうする!? 石本哲敏・矢野亜紀子
- 42 シリーズ・民事訴訟記録を永久保存に！
第2回 米軍横田基地騒音公害訴訟 土橋 実
- 43 東弁今昔物語～150周年を目指して～：第4回 免許代言人 池浦 慧
- 44 わたしの修習時代：ひとときのモラトリアム 59期 木下 学
- 45 73期リレーエッセイ：いかにして体力を維持するか 星 太輔
- 46 お薦めの一冊：『新装版 聖職の碑』 阿部成孝
- 47 コーヒーブレイク：パットイズマネー 今西知篤
- 48 会長声明
- 54 インフォメーション

法律研究部の魅力に迫る

— 専門知識を深めるために —

日本最大の弁護士会である当会の魅力の一つは、ベテランから若手まで幅広い人材を擁し、個々の弁護士の強みを生かした多様な活動を行っている点にあります。法律研究部は、期を問わず、各分野に精通した弁護士が集まって最先端の議論を行い、自己研鑽と共同研究による専門的知識の向上を図るべく組織された当会が誇るべき学びの場です。

今回の特集では、広く法律研究部の活動をご紹介することで、法律研究部の更なる充実と当会の魅力発信を行うことを目的に、広報委員会の若手委員を中心に各委員の関心がある6研究部にインタビューを行い、16研究部には活動紹介を寄稿していただきました。

「法律研究部って実際何をやっているの?」「いきなり参加しても大丈夫?」といった疑問を解消していただくとともに、多様な研究部の歴史や特色も知ることができます。是非、ご覧ください。

LIBRA 編集会議 瀨島 幸子, 臼井 一廣, 西川 達也

CONTENTS

I 倒産法部から見た法律研究部	2頁
II 法律研究部の実態に迫る ~広報委員会による6研究部インタビュー~	4頁
1 倒産法部 2 独占禁止法部 3 知的財産権法部 4 インターネット法律研究部	
5 自治体等法務研究部 6 AI研究部	
III 法律研究部の全容に迫る ~16研究部活動紹介~	10頁
医療過誤法部 会社法部 家族法部 金融取引法部 刑事弁護部 行政法研究部	
信託法研究部 LGBT法務研究部 子ども法部 マンション管理法律研究部	
国際取引法部 相続・遺言部 不動産法部 弁護士業務部 不法行為法研究部	
食品安全関係法研究部	

I 倒産法部から見た法律研究部

会員 多比羅 誠 (22期)



1 専門家への道

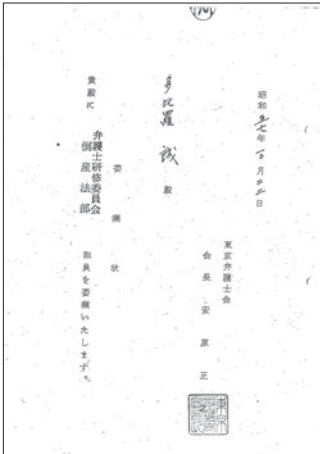
私は、1982年10月22日、東弁会長から「貴殿に弁護士研修委員会倒産法部部員を委嘱いたします」という「委嘱状」を受領し、倒産法部部員となった。倒産法部が発足して1年弱の頃である。

別に倒産法の専門家になりたくて入部したわけでは

ない。私は、イソ弁時代に倒産事件をほとんどやったことがなく、独立後、会社の再建を頼まれ、「商法上の会社整理」を青森地裁に申立てた。指導を受けたことはない、知識も経験も乏しい。申立てたが困り果てて、教を乞うために倒産法部に入会した。

大正解であった。

すでに倒産実務家として著名であった清水直会員、



委嘱状

故三宅省三会員、故高木新二郎会員、才口千晴会員が全体会等において、自分の倒産事件の体験を講演し、ノウハウを披露した。全体会のほかに小部会に分かれて、各々のテーマを研究した。

倒産事件のノウハウを学んだだけではなく、

先輩方からの論文の執筆依頼、他の研究会への誘い、大型倒産事件の管財人代理への推薦、倒産事件の紹介等、本当にありがたかった。気がついたら、倒産法の専門家と言われるようになっていた。

専門家になる近道は、その分野の専門の事務所に入所することであるが、その次は、法律研究部に入ることである。

2 法改正と法律研究部の役割

民事再生法の成立を皮切りに、会社更生法、破産法等の改正が行われ、倒産手続は大きく変わった。故三宅会員や故高木会員は、倒産法部発足直後から、倒産法改正の必要性を感じておられたが、平成に入ると、民事訴訟法の改正が先だと決まった。

待っていたのでは、法律は改正されない。法改正の必要性を訴え、どのように改正すべきかを研究し、法改正の気運を作り出す必要がある。

故三宅会員が代表となり、東京三会の弁護士による倒産法改正の研究会ができ、改正提案の研究論文を法律雑誌に発表した。その研究会に、倒産法部員も参加した。その後、法制審が倒産法改正の作業を始めたときには、倒産法部のメンバーは、ただちに

改正作業のバックアップに対応でき、それなりに貢献できたと思っている。

法律の改正や実務運用の改善は、その法律を専門的に研究している法律研究部の役割ではないか。今まさに担保法改正作業が行われている。倒産法部や金融取引法部等の法律研究部が連携して研究し、提言していくべきと思われる。

3 「村」からの脱皮を

倒産法部ができるまでは、一部の研究熱心な弁護士が個別に研究し、発表していたが、倒産法部の発足後は、リーダーの下で部員が結束して研究や大型倒産事件を行うようになった。個よりも、群れることにより、速く、賢く、強くなった。「倒産村」の萌芽である。

近年、会社更生や民事再生が減少し、私的整理が激増した。私的整理は昔と違って、使い勝手がよくなった。私的整理から法的整理への連続性を確保できないかと検討を始めたが、大きな難関があることがわかった。私的整理は、法律から離れ、時代の流れに敏感な行政・金融実務の影響で、法的整理とは別の世界を作っている。法的整理の常識と金融実務の常識とが乖離しすぎている。

どうしてそうなったのか。「村」は、速・賢・強を進化させる過程で無意識のうちに結界を作ってしまったのかもしれない。どうしても、倒産会社側から、管財人側から物を見ている。

法律研究部同士がもっと交流し、一緒に研究し、立法提言や運用改善を提言してはどうであろうか。いつまでも「倒産村」や「金融村」でもあるまい。担保法改正中の今こそ、脱皮するチャンスである。

法律研究部同士が連携して活動すると、その先に、二つ目の専門分野が見えてくるであろう。

倒産法部

倒産法部事務局長 金山 伸宏 会員 (53期)

聞き手：雨宮 慶，加藤 麗香



右：金山事務局長
左：倒産法部の雰囲気

—— 研究部の概要を教えてください。

昭和57年1月17日に設立された部員約600名の東弁最大の研究部で、事業再生・倒産処理を中心にした講演会・勉強会等を行っています。経験豊富なベテランから、中堅・若手まで幅広い部員がいるのが特徴です。創設間もないころから清水直会員，故高木新二郎会員，才口千晴会員，多比羅誠会員，故松嶋英機会員等数々の高名な方々が所属されていました。

—— かなり大規模ですが，どのように活動されるのでしょうか。

今年度は全体会を5回，若手のスキルアップを目指す「寺子屋」を7回開催します。人数の多い研究部なので，コロナ問題前はいずれもクレオで実施していました。講演のテーマとしては，個人破産より企業の倒産や事業再生について取り上げることが多く，社会背景に応じてその時々最新のテーマを取り上げていきます。たとえば事業再生ADR制度創設時，日弁連の特定調停スキームができたときにはその制度に詳しい講師をお呼びして講演してもらいました。最近3，4名の講師によるシンポジウム形式で行うことが多く，東京地裁民事20部の裁判官・書記官の皆様にも事前にアドバイスをいただいたり，寺子屋にも参加してコメントをいただくなどしています。

—— 大変実務的ですね。特に今注目のトピックスは何でしょう。

コロナ問題対応です。特に，資金繰りに苦しむ企業

は公租公課を未払いにしていることが多く，公租公課の全額弁済を大前提とする現行の制度では事業再生が図れないが増えています。そこで，事業を継続させて従業員の雇用を確保するという観点から，事業譲渡したうえで破産手続をしたり，破産管財人に事業譲渡してもらおう等，公租公課の影響を余り受けない破産手続を利用した事業譲渡について取り上げました。

—— 対外的な発信もされるのでしょうか。

これまでに債権法改正中間試案のパブコメへの意見提出を行い，「破産申立マニュアル（第2版）」，「倒産法改正展望」，「民事再生申立ての実務 モデル事例から学ぶ実践対応」を出版しています。本年度は，別冊NBLで「担保法と倒産・金融の実務と理論—担保法の検討課題」を出版しました。

—— 倒産法部の魅力を教えてください。

大御所の会員，実務で多数の案件を扱う中堅，悩み苦しみながら切磋琢磨する若手が一堂に会して意見交換できることです。倒産法部で知り合った方々に自分の直面する悩みを話すと，同じ問題で悩んでいることも多く，より良い解決策が見つかることもあります。講演の場だけでなく，懇親会や雑談の中でも，日々の事件処理に役立つ気づきを得られます。このように事務所の垣根を越えて，時代によって変化していく最新の実務の経験共有ができるだけでなく，様々な利害関係者の気持ちを理解し，その気持ちを動かして一つの方向にまとめていくという事業再生・倒産処理の不変の本質を受け継いでいく場であることが，倒産法部の最大の魅力です。

—— 歴史ある部として，事件処理の経験や精神を連綿と受け継いでいく点に感銘を受けました。ありがとうございました。

独占禁止法部

独占禁止法部部长 雨宮 慶 会員 (45期)
 同事務局長 高木加奈子 会員 (54期)

聞き手：臼井 一廣，徳永 美之理

— 研究部の成り立ち、取扱範囲と部員の構成を教えてください。

私的な勉強会を土台にして設立されたと聞いています。独禁法，下請法，景表法を取り扱っています。部員は約60名で，18期～50期代と60期代がそれぞれ4割，70期代が2割です。

— 活動の内容を教えてください。

原則として月1回例会を行い，担当を決めて発表を行います。外部講師に講演をお願いすることもあります。

— 評判の良かった活動はどのようなものでしたか。

流通・取引慣行ガイドライン*1の改正や，「アルゴリズム/AIと競争政策」の報告書のとりまとめを担当する公正取引委員会（以下，公取委）の職員の方による講演は，人気がありました。

著名な村上政博教授の講演や，今期の連続公開講座には，いずれも多数の参加をいただきました。

— 今，注目されているトピックスについて教えてください。

デジタル取引全般に対する規制強化ですね。また，働き方の変化により，労働に関する独禁法の適用が変わってきており，芸能人・スポーツ選手，フリーランスといった人材と競争政策（移籍の制限や競業避止義務等）も話題です。他にはオンライン旅行代理店と小規模なホテルの関係なども注目されていますね。

— 研究部の活動の魅力，やりがいを教えてください。

例会で活発な議論が行われるので，自分の考えを整理でき，理解が深まり，事件処理にも役立っています。また，当事者と公取委とのやりとりは公開されないのですが，他の弁護士の体験談を聞くことができるので，

それも実務に役に立っています。

教科書を執筆されているような著名な方からコメントやアドバイスをいただくと励みになりますね。例会に出ることでネットワークが広がりますし，インタラクティブに情報を得ることができて，とても有意義です。

— 独占禁止法は敷居が高いとも思われますが，職務で専門的に扱ってなくても参加しやすいのでしょうか。

独禁法が司法試験の受験科目になったこともあり，独禁法を扱う事務所でない方も，また，インハウスの方も，実務を知りたいという会員が多く参加しています。

所属事務所の関係で加入した当初こそ右も左も分かりませんでした，1年ほど活動していると，独禁法が分かるようになったという実感はありました。

基本的に独禁法は企業法務なので，一般民事専門の会員は普段扱う機会が少ないですし，比較的最近までは事件も少なく注目されてこなかったために，敷居が高そうに感じられるのかもしれませんが。条文も抽象的で判例法によって動いているので，ある程度土地勘ができるまでに時間がかかります。ですが判例の事案を，ビジネスの利害得失を想像しながら好き勝手に議論するというのは初学者でも十分可能ですし，楽しいと思います。独禁法を専門的に扱っている会員でも，ビジネスの世界は分からないことだらけです。

— 今後の目標・展望を教えてください。

普段の議論に加えて，研究の成果を発表したり，事件を取り扱う知識を得る場として活動の幅をさらに広げていきたいと思っています。そして今後4，5年をかけて，60期から70期代の会員が活動の中心になるように引き継いでいきたいです。

*1：流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針

知的財産権法部

知的財産権法部事務局長 井上 義隆 会員 (57期)

聞き手：町田 弘香，渡辺 敦史



井上事務局長

— 歴史について教えてください。

約40年の歴史があります。

— 部員の人数や構成はどうなっていますか。

総勢約200名です。約9割は当会に所属していますが、一弁や二弁に所属する

部員も、企業内弁護士の部員もいます。

— 取扱範囲や活動内容を教えてください。

知的財産権全般です。定例会では、主に最新の裁判例、法改正等を担当者に発表してもらったり、また、大学の教員、裁判官、特許庁の審査官、経済産業省の職員など外部講師を呼んで講演してもらっています。毎年1回秋頃には、日本知的財産協会特許第2委員会の小委員会と特許関連のテーマを設定して、近年の裁判例を踏まえた実務的論点について同小委員会と当部部員との共同発表を行っています。

— 定例会の実施ペースや参加者の人数はいかがでしょう。

概ね月に1回のペースです。参加者は通常20～30名位、著名な講演者に講演して頂くときは40～50名程度になります。

— 定例会での担当者の発表の内容はどのようなものですか。

例えば、今年度では前年一年間の知的財産（商標・意匠・不正競争・著作権・特許）に関する裁判例について、各担当者が全件確認した上で、実務的に意義のあるものを10件程度発表してもらっています。この発表を聞いて頂ければ、知的財産分野における1年分の裁判例で大事なものを把握することができます。

— 外部講師にはどのような講演を依頼していますか。

今年度は著名な大学の先生に商標と意匠に関係して講演を行ってもらいました。また、毎年、裁判所の

知的財産権を取り扱う専門部の裁判官に講義を行ってもらっており、今年度は10月に東京地裁民事47部の田中孝一裁判官に均等論について講演をしてもらいました。

— 懇親の機会はありますか。

最近はコロナの影響で開催できていませんが、定例会の後に、発表者を囲んで懇親会を行うのが通例です。

— 出版等について教えてください。

毎年、幾つかの定例会での発表について、発表者が定例会で発表した内容をまとめ、日本弁理士会の会誌「パテント」に掲載してもらっています。

— お話を伺っていると、最新の判例を知ることが重要そうですが、知的財産法の裁判例などは、他の分野に比べて日進月歩なのでしょう。

例えば、特許法で問題となる進歩性がどのように判断されているかは教科書を見ても分かりませんので、新しい裁判例を常に追っかけておく必要があります。事件に対応するときには、昔の裁判例を使ってよいかは常に悩ましい問題となります。また、著作権法については、法律の改正スピードが早いこともあり、大きな改正のときには専門家の方に講演してもらい、勉強することなども行っています。

— 部会に入るととても勉強になりそうですが、理系のバックグラウンドがなくても問題ないですか。

部員の多くは文系出身者ですし、部会で取り上げるのは主に法律論なので理系のバックグラウンドがなくても問題ありません。

— 部のPRなどお願いします。

若手の方にどんどん参加頂きたいと思います。部員の皆様には部費（入部年度は無料、翌年度から司法修習終了後5年以上か否かにより4000円又は8000円）を負担して頂いておりますが、定例会に出席してもらえたと知財業務に必要な知識を身につけることができますので、弁護士業務に役に立つと思います。

インターネット法律研究部

インターネット法律研究部部長 小早川真行 会員(57期)
 同事務局長 関口 慶太 会員(63期)

聞き手：沖 陽介，石田 悦子

インターネット法律研究部は、インターネット分野に興味さえあれば参加できる、和気藹々とした研究部です。今回、部長の小早川真行会員と事務局長の関口慶太会員にお話を伺いました。インターネットと法律が関係する分野の知見を深め、交流の幅を広げたいという方は、一度覗いてみてはいかがでしょうか。

— インターネット法律研究部の概要を教えてください。

本研究部は平成14年に新設され、インターネットの法的問題について研究しています。定例会は、一部の月を除いて毎月1回（曜日は不特定）、年に10回、毎回18時開始20時終了のスケジュールで開催しており、毎回10数人の会員が参加しています。コロナ禍以降は、Zoomを使用しての開催となっています。

— どのような活動をしているのですか。

定例会では、各回の発表担当者が前半の45分～1時間で任意のテーマについて発表を行い、残りの時間で質疑応答と議論を行います。発表のテーマは、インターネットと法律に関連する内容であれば、発表担当者が自由に決めることができます。過去には「ドローン」、「5Gと健康について」、「セカンドライフ（ロールプレイングコミュニティ）」等がテーマに取り上げられました。若手会員にも定例会の発表担当者になるチャンスがあるというのが本研究部の特徴です。また、各分野に精通した会員から担当した事件のこと等について話を直接聞くこともできます。

— 定例会以外の活動はありますか。

定例会の他には、専門家を招いた講演会も開催しています。過去には2ちゃんねる開設者の西村ひろゆき氏を招き、聴講者が80名に上ったことがありました。近年は毎年、消費者問題特別委員会との共催で成城大学の町村泰貴教授を講師に、サイバー判例回顧を行っています。

また、本研究部で書籍の執筆を行うこともあります。「Q&A インターネットの法的論点と実務対応」という

書籍は現在第3版まで出ていますが、いずれもその時々の本研究部に所属する会員が共同執筆したものです。

— 所属会員は、業務でIT分野を扱う弁護士が多いのでしょうか。

IT関連の案件を業務として取り扱う会員に限られません。実務経験や弁護士歴に関係なく、インターネット分野に興味関心があれば気軽に参加することができるというのが本研究部の特徴です。若手弁護士には、業務でインターネット関連の事件を扱っていなくとも、キャリアが浅くとも、臆することなく研究部に参加し発表してほしいです。

— コロナ禍はインターネットに関する法律問題に影響あったのでしょうか。

株主総会のオンライン開催に関する弁護士相談は増えたと感じています。

また、裁判手続のオンライン化が進んだことで利便性が向上したと感じています。本研究部でe裁判について研究した年があります。

他には、「インターネットと選挙運動」が定例会のテーマに選ばれたことがあります。今後は、オンラインでの政治資金パーティー等の相談が出てくるでしょう。更に、個人的には、ライブエンタメの分野での配信に関する法律問題についても注目しています。

— 最後に研究部の雰囲気等を教えてください。

一言で言うと、和気藹々とした雰囲気です。期に関係なく、自由闊達に議論しています。コロナ禍前は、年2回懇親会を開催し、所属会員の親睦を図っていました。先ほど述べたとおり、インターネットに興味のある弁護士であれば、気軽に参加できる研究部です。ちなみに、部費はかかりません。インターネット分野を勉強しながら他の会員との交流の機会も得たいという方は、是非お気軽に参加ください。



自治体等法務研究部

自治体等法務研究部部长 中村 英示 会員 (56期)
 同事務局長 道本 周作 会員 (57期)

聞き手：坂 仁根、濱島 幸子

法律研究部の魅力に迫る
 | 専門知識を深めるために |

《発足のきっかけ》

——自治体等法務研究部が2007年4月、弁護士業務改革委員会から独立して発足したきっかけを教えてください。

2005年ころ、ある自治体から、当会に債権管理条例の作成依頼や貸付金の回収案件の相談がありました。そこで、自治体に関わる法律を研究する専門チームを作る必要性が認識され、自治体の法務を集中的に研究する当研究部が誕生しました。

——部員は現在何名登録されていますか。

現在は100人近くが登録しています。60期以降が大多数を占め、定例会は、自由かつ気軽に発言できる環境にあります。

部員の中には、過去に自治体職員であった方や、現在スクールロイヤーや任期付公務員の方もいます。

定例会の議題は、事例検討、出版企画、紀要や夏期合研の準備など盛りだくさんであり、判例勉強会、外部講師を招いての講演会なども開催しています。

《現在の活動内容》

——自治体職員向けの研修*1も行っているそうですが、どのようなテーマが多いのでしょうか。

主として自治体債権の管理・回収に関する研修です。地方自治法には、滞納債権を督促しても回収できない場合、債務名義を取り、強制執行をしなければならない旨の定めがあります。でも実際はそこまでやっていない。未回収債権は（公債権を含め）数百億円にのぼる自治体もあります。

——研究部では5冊の本を出版されているそうですが、どんな苦労がありましたか。

2008年に「自治体のための債権管理マニュアル」*2を出版しました。自治体債権の管理回収に関する専門書として先駆けて出版された書籍でした。

その後、「自治体が原告となる訴訟の手引き」シリーズを4冊出版しました。債権毎に訴状の記載例を掲

載した点が特徴です。実際、訴状の記載例を書く段になると、考えたことも無い論点が次々に出てきます。判例も文献も非常に少ないこの分野で、部員間で議論する過程は、やりがいがありました。



インタビューの様子

《印象に残る活動》

——一番印象に残っているのはどのような活動ですか。

10年ぐらい前の江戸川区花火大会です。協賛者は、花火の打ち上げ場所の真正面の協賛者席に入れますが、協賛者席の中でも場所取りをしないとイケない。炎天下の土手に昼間から集まり、土手の傾斜で滑り落ちないように気を付けながら夕方まで待ちました。花火が始まるころには完全に出来上がっていましたね（笑）。

《今後の活動》

——これから取り組んでみたいテーマはありますか。

研究部の主たる活動の一つに自治体からのメール相談*3があります。メールでの質問に対して、主査、副査、責任者の三弁護士の関与で、1週間以内に一次回答、2週間以内に最終回答を提出します。通達や出版物等に書かれていない現場からの質問に対し、回答を作るのは大変です。しかしながら、実務的な問い合わせが当部の研究を深めることに役立っています。今後は、相談事例集の出版ができれば有意義ではと考えています。

——入部を検討されている方にメッセージなどあれば。

自治体法務にはたくさんの未解明の領域があり、私たちはその最先端の研究をしています。新規進出分野としての魅力に満ち溢れていると思います。

*1：当会リーガルサービスジョイントセンター（弁護士活動領域拡大推進本部）内「自治体連携センター」が行っている「自治体連携プログラム」の一環

*2：東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム（当時）著

*3：当会リーガルサービスジョイントセンター（弁護士活動領域拡大推進本部）内「自治体連携センター」が行っている「自治体連携プログラム」の一環

AI 研究部

AI 研究部部長 後藤 大 会員 (61 期)

聞き手：田中 みどり，齋藤 理央

AI とは、人工知能 (Artificial Intelligence)。でも、よくわからない。そこで、AI 研究部の後藤大会員に教えていただきました。

— 単刀直入に聞いてしまいます。そもそも「AI」って何ですか？

「AI」は今や実態のないマジックワードです。迷惑メールフィルターなど機能が具体化されるとAIと認識されない一方で、単純な制御プログラムもAIと言われているいたりします。今、AIのブームは第三次なのですが、その中心は、機械学習やディープラーニング（「DL」）を使ったAIです。インプットからアウトプットを出力する従来のシステムは、人間がどんな要素にどれだけ着目するかを設計していました。結婚可能性を予測するシステムを作るとして、年齢、職業、学歴、年収、趣味などの要素が考えられますが、どの要素をシステム上考慮するかは人間が設計し、各要素の重み付けも人間が設計していました。でも、機械学習の場合には、要素を選べば、学習用のデータを使って、重み付けを学習用のプログラムが行い、学習済みのモデル（これがAIです）ができあがります。DLになりますと、データを大量に与えると、どの要素を、どれだけ重視するかすべて自動的に算出して、一応の学習済みのモデルができあがります。精度が悪ければ、試行錯誤して精度を上げるように努力して、最終的なAIが完成します。

— それは、AIが、これまでのシステムとは独自の別分野に位置するのではなく、コンピューターを動かす計算方法が深化発展したものと言えますか。

その理解は間違っていないと思います。機械学習やDLを用いたAIは、従来のシステムより精度の高いアウトプットができるようになった、つまり、計算方法（≡プログラム）の高度化ともいえます。精度の高い画像認識や機械翻訳が実現しているのも、その例です。

— そうなると、AIに与えるデータが恣意的なものであった場合、アウトプットされたものしか見えない利用者は

無意識のうちに開発者の思う方向に誘導されてしまうようにも思えます。

— そうなんです！

まさに、AIは恣意的な開発も可能で、AIの

透明性や公平性をいかに担保するのか、誰がAIについての説明責任を果たすのか（アカウントビリティ）等、「AI倫理」が国際的にも活発に議論されています。

その観点から、AI研究部でも「テクノロジーとプライバシー」とか「AIと公平性」というテーマで、専門の先生に講演していただきました。

— 何やら弁護士が人工知能に代替されそうな気も。

うーん、仮にAIを使って情報の取捨選択をしたとして、弁護士の仕事は依頼者に納得してもらおうプロセスも大事で、依頼者といかに向き合うのかは、結局、人間の判断になると思うのです。

— そうなると、AIは弁護士の敵ではなく、むしろ有益なツールであり、業務拡大分野であるように思えてきました。

— そう、まさにそれです！

— でも、AIってやっぱり難しそう……

ぜひAI研究部へ！ 部員は58人で、60期以降が多いですが、AIに興味のある部員が集まっており、毎月1回の定例会や外部講師の先生による講演会では、いつも質問や議論が活発に行われています。日々AI技術が進歩していますし、法的理解のためには技術的理解は大事です。

— まるで素人でも大丈夫なんでしょうか。

大丈夫です！ 心配ありません！ 仲間と一緒に楽しく学びましょう！



インタビューの様子

Ⅲ 法律研究部の全容に迫る ～16研究部活動紹介～

医療過誤法部

医療過誤法部部长 松村 武志 (67期)

当部は、1981（昭和56）年に発足して以来、紆余曲折を経ながらも常に開かれた部を目指し、医療過誤紛争について自由な研究活動を継続してきた。

現在も、医療側患者側問わず双方の弁護士に加え、医療従事者等も交えながら、若手もベテランも自由闊達に議論をする会を目指して活動を行っており、2021年12月現在、会員数（医療従事者等を含めたメーリス登録人数）は207名となっている。

部の活動としては、年度内（4月～3月）に10回の研究会（8月、12月を除く毎月、判例研究や専門家による講義）を実施しているが、専門性の高い医療訴訟への知見を深めるため、年に2回程度、東京地裁医療集中部裁判官や医療訴訟を研究テーマにする大学教授など、外部の専門家を招いて講義や講演会を実施している。

また、選択修習プログラムを担当し、医療訴訟についての基礎的な講義と事例紹介等を行っている。

現在は、コロナの影響で主にZoom会議での研究会の

みの開催となっているが、通常であれば、各研究会後に懇親会を実施し、忘年会や部会旅行を企画するなど、情報交換と会員の親睦を図っている（写真参照）。

今後、コロナの医療現場への影響や、オンライン診療など様々な技術革新に伴い、医療訴訟の分野も大きな変化が予想される中、当部としては、今まで以上に開かれた研究部として、当会ウェブサイト法律研究部ブログの利用など、より積極的な情報発信を行っていく予定である。医療訴訟は専門性が高く参加を躊躇されるかもしれないが、今後参加のし易いプログラムも提供して行く予定なので、参加希望者は、ぜひ入会を。



2018年部会旅行（伊豆下田）



2019年懇親会（日本酒会）

会社法部

会社法部部长 蜂須 優二 (35期)

1 2021年度（2021年4月～2022年3月）の活動概要

(1) 定例活動

①全体

全部員で構成される全体部会及び定例会にて研究活動を行う。

②定例会

本年度は、原則として毎月第2木曜日午後6時から8時に定例会を開催し、以下のとおり担当者による研究発表及び討議を行っている。コロナ禍のため、web方式で開催。

5月「コーポレートガバナンス・コード（改訂案）について」

6月「株主総会当日における対応 ①設営、受付 ②想定問答」

（以下略）

(2) 定例外活動

本年度は中止活動多

2 2020年度（2020年4月～2021年3月）の活動概要

(1) 定例活動

①全体

全部員で構成される全体部会及び定例会にて研究活動を行った。

②定例会

本年度は、以下のとおり担当者による研究発表及び討議を行った。コロナ禍のため、web方式で行った。

・「WEB株主総会（株主総会参考書類等の電子提供措置を含む）」

(2) 定例外活動

①株主総会公開講座

本年度は中止となったが、2020年6月8日、弁護士会館2階（クレオ）にて株主総会公開講座を開催する予定であった。

②「法律実務研究」への掲載論文執筆

「法律実務研究」第36号掲載「株主提案権の濫用的行使に関する考察—令和元年改正会社法における議論を契機として」

③弁護士会関係

司法修習生のための選択型実務修習プログラムの提供
本年度は中止となった。

3 参加希望者は、奮ってご応募下さい。

家族法部

家族法部部长 富永 忠祐 (46期)

家族法部は1995年4月に創部された。研究分野は主として親族法である。今から6年前に、立命館大学の二宮周平教授をお招きして、創部20周年記念公開講座を開催した際に、当部の20年間の活動をまとめた資料を作成した。今、これを改めて眺めると、創部以来の精力的な活動の歴史が俯瞰できる。

当部は、基本的に毎月16日の午後6時から定例会を開催する。まず講師に研究発表をしていただいた上で、皆で意見交換をするスタイルである。研究発表をしていただいた講師は、部員だけでなく、東京地家裁の裁判官、学者等の研究者、医師など、多種多彩である。部員による研究発表は、自身が実際に扱った事件を素材にしたものが多く、成功談だけでなく失敗談も語られるので、実務の参考になる。また、意見交換の際には、他の部員から具体的な事件処理に関するアドバイスやヒントをいただくことができ、特に若手部員にとっては、書籍に

載っていない有益な情報を得る貴重な機会となる。

定例会で取り上げるテーマは、夫婦、親子、成年後見に関するものが多い。創部した当時は、丁度、成年後見制度のスタートを控えた時期であったので、高齢者の財産管理等をめぐる議論が熱心に交わされた。離婚については、新日本法規出版から2020年に「実務家が陥りやすい離婚事件の落とし穴」を出版した。

当部は和気藹々とした雰囲気であり、研究活動だけでなく、部員間の親睦行事も活発に行ってきた。近時はなかなか開催することが難しいが、以前は、カラオケの新年会が恒例行事であり、また、伊香保温泉や箱根などへの旅行会も開催した。今後も「家族」のように温かい研究部であり続けたいと思う。



金融取引法部

金融取引法部部长 片岡 義広 (32期)

当部は、昭和56年に発足した。初代部長は故吉原省三会員であり、初代事務局長は現部長である小職であった。当部は、発足以来、金融法の研究を目的として、部員による研究発表活動のほか、実務家や学者を招いた研究等を行ってきた。現在、部員には、金融機関に勤務する者がいるほか、任期付公務員として金融庁等に任用されていた者もあり、様々なバックグラウンドをもったメンバーで部会が構成されている。また、比較的若手(60期以降)の部員が多く出席している。

金融機能は、預金、貸出及び為替といった伝統的な銀行機能にとどまらず、保険、証券、信託、リース、クレジット、貸金業、電子マネー、暗号資産、サービス等の各分野に広がっている。そのため、金融法の守備範囲は広く、金融「取引法」に限らず、民商法や倒産法に加え、銀行法などの各規制法(業法)など、幅広い「金融法務」全般が研究対象となっている。部

会では、これらのうち部員が興味のある分野や得意にしたい分野について、実務上生ずる論点、法改正の内容、判例などをネタにして、研究報告を行っている。

銀行法や金融商品取引法などは頻繁に法改正が実施されているし、スマホ決済などを一例とするFintechやマネロン・テロ資金供与対策に関する事項についても法改正が相次いでいる。また、金融取引は判例も登場しやすい分野でもある。そのため、金融法は、研究テーマには事欠かないし、若手の弁護士でも特定の分野で第一人者になれるチャンスがある。加えて、部会とその後の懇親会は、情報交換の場としても大いに機能しているところである。

今後も、金融法の先端分野であるかどうかにかかわらず、穏やかに無理なく研究を続けたい所存であり、金融法の研鑽を積みたい方の入会を期待したい。

刑事弁護部

刑事弁護部事務局長 合田 勝義 (26期)

現在の刑事弁護部（以下「研究部」という）は、1992年10月から約40名で活動を開始した。現在、部員は約20名であるが、この2年間位新型コロナウイルス感染症のため、休眠に近い状態。

1 活動開始の背景と実践的な活動について

- (1) 1983年頃から免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件などの死刑確定事件の判決がいずれも誤判であって、再審のうえ無罪となった。刑事裁判は形骸化していると批判された。刑事弁護についても、「国選弁護事件の一部に、①弁護人が事前に被告人と接見して、弁護活動の打合せをしていない、②弁護人が検察官の開示記録等の閲覧・検討もしていない、③被告人が公訴事実を否認しているのに、弁護人が公訴事実を認める、などの不適切な弁護活動の事例もある」との指摘もあった。弁護士会は、国選弁護人の「無自覚」「無責任」な弁護活動を一掃する必要があった。
- (2) このような状況のもと、刑事裁判の改革と刑事弁護

の充実を目指す有志が、①刑事裁判の研究、刑事弁護の向上等を図るため研究部を作り、②年10回程度の勉強会と懇親会を行ってきた。

研究部は、外部講師を招いた勉強会も開催し、部員は当会の刑事弁護委員会や日本弁護士連合会の国選弁護に関する委員会の委員として、「国選弁護活動の充実・改善」や「被疑者段階の国選弁護の拡充」の活動に積極的に参加してきた。

2 今後の活動について

- (1) 1992年頃から今日までの刑事裁判や研究部の活動を振り返る活動を行う。
- 参考書—荒木和男他編著『はじめての刑事弁護 Q&A 実践書式58』（青林書院2013年）
- (2) 刑事再審事件の現状と刑事再審法の法的整備を考える。
- 参考書—木谷明著『違法捜査と冤罪 捜査官！その行為は違法です。』（日本評論社2021年）

行政法研究部

行政法研究部事務局長 伊藤 祥治 (66期)

行政法研究部は比較的新しい法律研究部であり、多くの行政事件に取り組んでいる方や、行政機関に所属している方のみならず、行政事件と直接の関わりはないものの興味があるといった方も多く参加しています。

部員の年齢、期も幅広いため、新しい参加者が気兼ねなく入りやすい和やかな雰囲気となっています。

国民側、行政側といった立場に拘ることなく、訴訟、不服審査、交渉といった形式にも拘ることなく、広く行政に関わる問題を取り扱っています。

1か月に1回開かれる定例会において、担当事件、最新判例、時事問題などについて部員から報告がなされ、それについて討論を行うことが主な活動です。2021年は、総務省の「行政不服審査法の改善に向けた検討会 中間とりまとめ」についてのパブリックコメントに意見を提出するといった、対外的な活動も行いました。今後

は、書籍の発行や外部団体との共同勉強会の開催等にも力を入れていく予定です。

日本の行政訴訟の数は、諸外国に比べて少なすぎると言わざるを得ず、日々の業務の中で行政訴訟を取り扱うことは、それほど多くはないかもしれませんが、しかし、今日社会は変革しつつあり、また、行政法が司法試験の必須科目となったことに伴い、行政法の素養のある弁護士も増えています。また、行政訴訟ではなくとも、行政と関わりがある事件にぶつかることは多いはずで

す。漠然とでも行政訴訟に興味のある方、行政と関わりのある事件にぶつかっている方、是非気軽に行政法研究部にご参加ください。

信託法研究部

信託法研究部部長 山口 正徳 (46期)

(1) 研究部の概要

信託法研究部は、平成18年の信託法の改正に伴って創立された法律研究部です。近年は、福祉分野や家族法分野において親族を受託者とする信託の利用が増えてきました。当部では、この民事信託を中心に、遺言、相続、後見などの関連分野の研究を進めています。

(2) 活動内容

令和2年からは新型コロナウイルスの影響もあり、現在は、Zoomで部会を開催しています。活動は月1回、毎月15日前後を予定しています。時間は、午後6時から午後7時30分に開催をしています。登録部員は100名を超え、常時15名程度が参加し、活発な議論をしています。また、メーリングリストも活用し、疑問点が提示されると、他の部員から回答が寄せられるようになっています。

平成30年には、弁護士専門講座を当部の部員が手分けして、全6回で担当いたしました。翌令和元年、当該

講座は、株式会社ぎょうせいにより「弁護士専門講座」として、書籍化いたしました。

(3) 今注目のトピックス

信託はまだ未開拓の分野であり、判例もほとんどが旧信託法のものでした。したがって、地裁レベルでも裁判例が登場すると、それを研究材料にして議論を進めています。また、登記、税制、金融機関の実務などでも未知の分野が多くあるため、その研究は、非常にやりがいがあります。

(4) 研究会のPR

当部には、信託の初学者から、日弁連の信託センターや民事信託活用支援機構に所属している部員など様々な層の方が参加しています。質問も基本的なものから、最先端のものにいたるまで幅広い議論が活発に行われています。

信託にご興味がある方は、見学だけでも大歓迎ですので、ぜひ一度、当部に参加なさってください。

LGBT法務研究部

LGBT法務研究部部長 大畑 敦子 (53期)

LGBT法務研究部は、2015年から活動をスタートした比較的新しい法律研究部である。2015年と言えば、東京の渋谷区と世田谷区で、日本で初めての同性パートナーシップ制度が開始された年であり、日本において性的マイノリティに対する意識が大きく変わり始めた時期であった。このような社会背景を受けて、性的マイノリティに関する日本の制度、海外の制度、社会の動き、判例の調査等の活動を通じて、性的マイノリティの人権保障につながる提言やサポートに繋がればとの思いから、本研究部が誕生した。

本研究部は、概ね毎月1回の定例会での活動と、随時行う特別活動の2つの活動を行っている。定例会での活動は年度によって異なるが、この数年は、主に、性的マイノリティに関するニュースの集積や裁判例の検討会を実施しており、コロナ以前の時期は、定例会後には懇親会も頻繁に実施していた。特別活動としては、過去に

は、自治体や企業に対するヒアリングの実施、当会会員向けの研修会の実施、司法研修所での修習生向けの特別講義の実施（「LGBTに関する諸問題」2017年8月、10月）、「LGBT法律相談対応ガイド」（第一法規、2017年初版発行、2021年改訂版発行）の執筆・出版、法律実務研究への寄稿等を行っているほか、部員の有志で「東京レインボープライド」の渋谷区相談ブースの相談担当を引き受けたりもしている。

現在の部員登録数は約40名であるが、コンスタントに活動を継続している部員は、概ねこの1/3程度であり、大半が60期～70期代の若手会員である。非常にアットホームな研究部であり、少人数ながら、無理なく、楽しく、活動を行っている。



子ども法部

子ども法部部长 川村 百合 (49期)

1 成り立ち

子ども法部は、2015（平成27）年に設立された法律研究部である。

子どもの権利条約を中心に据え、少年法、児童福祉法、児童虐待防止法、教育基本法その他の教育法、いじめ防止対策推進法、民法（家族法）、家事事件手続法その他子どもに関するあらゆる法律の解釈適用、制度の運用、弁護士活動のあり方を研究対象とし、弁護士が子どもの人権・権利保障のために活動する上での能力向上を目的として設立された。

前身は、家庭裁判所調査官（全司法労働組合に所属する方）と弁護士とで、自主的な勉強会として行っていた少年事件実務研究会である。

2 活動内容

部員が事例報告をするほか、外部講師の招聘も多い。これまで刑事法学者、法医学者、児童福祉研究者、家庭裁判所調査官、児童精神科医、児童福祉司、新聞記者、社会的養護で育った当事者、子どもの支援活動をしている

さまざまな民間団体の関係者など、多彩な講師に来てもらった。

マスコミをにぎわせる重大事件について、オフレコで問題を掘り下げることもあった。

また、部会での報告をきっかけとして、児童相談所の一時保護所における人権侵害状況がマスコミを通じて問題提起され、その改善につながった。

児童福祉の現場で、子どもの代理人が必要とされる場面が多くなっているため、民間団体と連携して、部員が子どもの代理人活動の担い手となるよう、スキルアップに努めている。

3 参加者募集

「こどもの日」にちなんで、原則として、毎月5日を定例会開催日としている。

「子どもは保護の客体ではなく人権・権利の主体である」という子ども観を、具体的な事件において共有しながら活動できる方の参加を求めている。

マンション管理法律研究部

マンション管理法律研究部事務局長 大門 誉幸 (64期)

マンション管理法律研究部は、マンション管理の分野において発生する法律問題について実務的に掘り下げて研究することを目的として、平成30年8月1日に設立された。現在、部員は約50名となっており、毎月1回、弁護士業務改革委員会マンション部会の例会日に、同例会終了後に続いて定例会を開催している。部員には、マンション管理士及び管理業務主任者といったマンション管理に関連する国家資格を取得している者が非常に多く、それが当部の何よりの強みとなっている。

活動内容は、全部員により決定されたテーマに沿って、当該定例会における担当部員が発表を行い、その後部員相互で活発かつ内容の濃い討議をして専門的な知見を深めるという形式を基本として、時に外部専門家を招いて講演をいただくこと等も行っている。

発表・議論の対象である研究内容は、今般の債権法改正がマンション管理の分野に及ぼす影響、広くマンシ

ョン管理に関する判例・裁判例、各部員が代理人として担当したマンション案件訴訟、マンション関連法令改正のフォロー、マンション相談対応の技法等々、多岐に亘っている。

マンション管理に関する法律問題は、法律相談において的確に回答するには専門的な知識が必要不可欠となる分野である。マンションに実際に住まれ、さまざまなお悩みを抱えていらっしゃる住民の皆様やマンション管理会社からはもちろんのこと、マンション管理の分野を苦手とされる弁護士がマンション相談を受けた際に、「そういうマンション管理法律研究部があったな」と当部を思い出していただき頼りにしていただけるよう、引き続いてより一層の研鑽を積んでいくことを各部員が心に刻み、研究に励んでいる。

研究部名	紹介文	開催日(原則)
国際取引法部	当部は、国際取引に関わる判例・契約書・外国の法制度等の研究・ゲストスピーカーによる紹介を中心に、活発な議論を行い部会後は懇親会等で親睦を深めています。毎回10名程度の参加者です。ただし現在新型コロナの影響で休部中です。	毎月第2木曜日 18時～
相続・遺言部	現在、判例研究会を行っています。ときおり、部で図書を発行しています。毎回20名程度の出席です。	毎月第1火曜日 18時～
不動産法部	不動産に関する法律解釈の未解決分野を研究し、弁護士の実務処理能力の向上に資することを目的としています。	毎月第4水曜日 18時～
弁護士業務部	「プライベートメディエーション」の可能性を探ることなどを目的として、オンライン上での模擬あっせん・仲裁の研究をします。もう一つ、通年の研究テーマを検討中です。	毎月第2火曜日 18時～
不法行為法研究部	現在の不法行為法の諸問題について研究し、将来の不法行為法改正にも備えています。直近の最高裁判例を中心に研究しています。学者にオブザーバーとしてご参加いただき研究を深めています。	毎月第2木曜日 18時～
食品安全関係法研究部	食の安全に関する法令に精通し、専門性を高める研究会です。食品事業の関係者に的確に助言できるよう、様々な切り口から問題を分析します。見学会、講演会、執筆活動など幅広く行う予定です。	毎月第3水曜日 15時～

法律研究部のご案内

当会の法律研究部は、弁護士の自己研鑽と共同研究による専門的知識の向上を目指して昭和56年に発足しました。設立当初は、倒産法部、会社法部、無体財産権法部、金融取引法部、医療過誤法部、弁護士業務部、刑事弁護部の7研究部でしたが、現在は22の研究部が各専門分野について、月1回程度の活動日を設けて活動しています。

医療過誤法部 会社法部 家族法部 金融取引法部 刑事弁護部 国際取引法部 相続・遺言部 倒産法部 独占禁止法部 不動産法部 弁護士業務部 知的財産権法部 インターネット法律研究部 行政法研究部 自治体等法務研究部 信託法研究部 不法行為法研究部 食品安全関係法研究部 LGBT法務研究部 子ども法部 マンション管理法律研究部 AI研究部 *2022年3月1日現在

各法律研究部の研究成果を発表する研究報告集として、「法律実務研究」を昭和61年から毎年継続して発刊しており、同書において毎年度の活動報告もなされています。是非ご覧下さい*1。

入部は随時受け付けています。会員サイトから申し込み可能ですので、下記ご確認のうえ、お申し込み下さい。

●法律研究部に入ろう

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/kensyuu/pdf/210510kenkyubuannai.pdf> (会員サイト)

●2021年度 東京弁護士会法律研究部日程 (2021/4/7時点)

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/kensyuu/pdf/210510nittei.pdf> (会員サイト)

●法律研究部入部申込フォーム

https://www.toben.or.jp/members/hk_join.html (会員サイト)

* 当会会員以外の方が入部を希望する場合、当該研究部の現部員による紹介が必要です。

* 1 : 「法律実務研究」第36号 2021年3月発行 (https://www.toben.or.jp/message/pdf/houritsujitsumukenkyu_36.pdf)

『文藝春秋』新編集長

新谷 学さん

文春砲で有名な『週刊文春』の編集長だった新谷学さんが、2021年7月に月刊『文藝春秋』の新編集長となりました。週刊誌での文春砲なる命名は実は本意ではないとのこと、月刊『文藝春秋』では「砲」で叩くのではなく、論壇を再構築したいと抱負を語られます。また、新しいデジタル戦略にも怠りがないとお見受けしました。

剛腕編集長を据えて100周年を迎える国民雑誌の今後を、読者はたのしみにしています。

聞き手・構成：味岡 康子



今につながる日々

— 小学校2年生のとき、『きかんしゃやえもん』の感想文に、そもそも機関車が話せるわけないと1文だけ出したという逸話は本当ですか。

本当です。何故皆と同じように書けないのかと母親が担任に呼び出されました。

— お育ちになった八王子の思い出は？

中学校の野球部で1つ上の先輩だったのが、今、経産大臣をやっている萩生田光一氏。悪くて、怖くて（笑）。声を出せ、気合いを入れろと怒られ。安倍政権時代は批判をするたびに、もういいかげんにしろと抗議電話が来たけど、一切言うことを聞かない。それでも今も関係は続いています。

— 体育会系のマインドがおありだと思いましたが、そこら辺ですかね。

わいわいやりながら、みんなで一生懸命やって盛り

上がるみたいな雰囲気がいいですね。部活、部室の雰囲気がもともと好きですから。

— 『週刊文春』での文春砲は有名にはなったものの、必ずしも本意ではないと。

スクープによって『週刊文春』が注目されることは大変ありがたいことですが、文春砲の「砲」は、大砲の「砲」。もともと相手をやっつけたり、相手の人生をめちゃくちゃにしようというモチベーションで仕事をしているわけではないので、怖がられるよりも愛されるメディアでありたいと思っています。

建設的な発信と新たな論壇形成

— 100周年を迎える『文藝春秋』は、国民雑誌であり、良質な中庸というイメージがありますが、『文藝春秋』をどのようにしたいと。

スクラップ&ビルドで言うと、『週刊文春』だと批判的に、だめだ、だめだというスタンスが多いですが、『文藝春秋』ではだめなのは分かったが、ではどうすれば政府も官界も財界もよくなるかという建設的な発信をもっともっと心掛けたいと。

2021年11月号では、財務省の矢野事務次官に「このままだと国家財政は破綻する」という問題提起をしてもらいました。これはまさに私の方針の現れ。コロナ対策、経済対策を打つことは大事ですが、そもそも財源にもきちっと目配りする必要があるという問題提起をして、賛否両論がありました。提起する意味は非常に大きかったと思います。

また、今の時代はインターネットが進んで、SNSが発達することによって、声の大きい人の発言が実態以上に大きく響いたり伝わったりする。そうなるとサイレントマジョリティーとしっかり向き合っていくことが、これまで以上に大切です。

——『文藝春秋』において論壇を新しく形成したいとも。

特に保守の論壇ですね。まっとうな保守とは本来そんなに過激なものではない。もっと穏やかで、さっき申し上げたサイレントマジョリティーをしっかりとすくい上げていくものが保守だと思いますが、なにか非常に攻撃的な、排他的なものが保守だとなっているので、まともな保守論壇をもう1回ちゃんと創れるといいなと思っていますけどね。

——論壇形成には新しい論者も登場してくると思いますが、例えば左でも右でも、どういう方をイメージされていますか。

私が読んで興味深かったのは、『人新世の「資本論」』の斎藤幸平さん。よく売れて大ベストセラーになりました。売れるものには必ず理由がある。あらためて資本論を、エコを入れた資本論だけでも、受け入れる土壤が今、この国あるいは世界的にもあるのだらうと感じて、私もいい刺激をいただいた。

—— そうすると、それに対抗するような右の新しい論客の候補は？

私はもともと論壇との付き合いはあまりないんですが、2021年11月号で、菅首相退陣を受けて、與那覇潤さんに「口下手は災いの元か」を書いてもらった。これは非常にいい原稿だと思います。

象徴天皇制の今後

—— 右の論壇の方は皇室との関係がデリケートですね。皇室といえば、新谷さんは政治と皇室の主導権争いそのものが日本の歴史だと。

昔から政治権力による天皇の奪い合いがずっと繰り返されてきた歴史だと思います。

ただ、今一番危惧するのは、戦後、初めて出来上がったいわゆる象徴天皇制、それが大きなピンチに立たされている。天皇は人間宣言をしたけれど、基本的人権がどこまであるのかを、詰めてルール設計していない。その地位は日本国民の総意に基づくというまさに人気によるような、すぐくあやふやなところに寄って立っている。

この間、読んだ宇野重規さんの『保守主義とは何か』では、保守思想の父エドモンド・バークの言葉が出ていて、フランス革命においてバークが、国民的な人気のような不安定なものの上に王室を立脚させることは絶対あってはならないと書いているんですが、まさにその通り。

開かれた皇室になると、神格化することはできず、国民の目に広くさらされるので、本当に難しい状況にきたなと思いますね。だから一刻も早く、この象徴天皇制を持続可能なものにしていくための新たなルール作りを始めないと。

——『週刊文春』の2021年10月28日号で「愛子さまが天皇になる日」という特集をしていましたが。

あの特集は、ピンポイントのファクトが何かある

というよりは、今の象徴天皇制が抱える問題を端的に表すタイトルであり、内容だったので、むしろ月刊誌的だなと思いました。

ポリティカルコレクトネスと言論の自由

— ポリティカルコレクトネスについては、どうお考えですか。

何事も極端なのは非常に危険だと思っていて、正義とは非常に危うい概念だと。自分は正義であると言った瞬間に非常に、危うさを孕んでしまう。

— 切り落とすものがありますよね。

そう。ポリティカルコレクトネスは、正しいか、正しくないかという判断基準でいろいろなものを区分けしてしまっていますが、そんなきれいに二分できるものではない。自分は正義だ、自分は弱者だと言い始めると、途端にもものすごく強者になってしまう。その危うさですよ。

— インターネットの発信について。

今の憲法はインターネットの登場を想定していない。例えば「Yahoo!」で眞子さんご結婚に関して非常にネガティブな意見が書き込まれて炎上すると。そうすると、今度は「Yahoo!」側がコメントを見られないようにする。それに対して自分たちの言論の自由を侵害するのかと声を上げたりする。

インターネットにおける発信は、紙の雑誌、テレビも含めての従来の言論の拡散の仕方とは全然規模も破壊力も違う。新たなルールがまだ確立されていない状況で、言論の自由を叫んだり、それを取り締まろうとする危うさ、あいまいさがある。

とにかく法曹界も含めて、政府も挙げて取り組まないと非常に不幸な出来事、ネットリンチみたいなことがもっともっと起こるのではと、すごく心配しています。

リスペクトする編集長

— リスペクトする編集長を3人挙げると、どなたですか。

一番はやはり菊池寛ですね。

例えば『話』という雑誌が売れなくて困っていたとき、社長の菊池寛が自ら編集部に来て、今日から僕が編集長をやるよと、いきなり巻き紙にプランを書いて、これで作ってみなさいと。作ったら、あっという間に売れるようになった。大衆の関心、好奇心のありががよく分かっている。

あるいは、多数で1つのテーマを話し合う座談会を初めて考えたのも菊池寛。『文藝春秋』2021年11月号でも「危機のリーダーの条件」座談会をやっています。編集者としてのセンスは圧倒的だと思いますね。

次は『週刊文春』の編集長もされた田中健五さん。調査報道に非常に力を入れた。週刊誌だから何を書いてもいいではなくて、やはりクリエイティビティーをしっかり求めた。『文藝春秋』でも調査報道で「田中角栄の金脈研究」に立花隆さんを使って大きな成果を挙げた。報道機関としての可能性を切り開いた編集長だと思います。

もう1人挙げるとすれば、『週刊文春』時代の花田紀凱さんはすごかった。タイトルがうまかったし、リーダーとしても明るくて、花田さんでしか使えないくせ者たちをその気にさせるのがうまかったです。

編集長の要諦とは

— 編集長としての要諦はどんなものでしょうか。

記者がいて、その上に原稿を書く書き手、その上にデスク、その上に編集長という形ですが、事件を追い掛ける特集班のデスクができるかできないかというのが、うちの中では1つ大きなターニング

ポイント。

私は、この人をデスクに上げようかなと思うとき、見ているポイントが3つあって、1つは情報をどのくらい幅広く集められるのかという情報収集力。2つ目は書く能力。3つ目が統率力。くせ者ぞろいの記者を束ねて、現場で行け、止まれと指示するのは基本的にデスク。そういう統率力、言うことを聞かせる力が必要。

その上で、編集長になると、もう1つすごく大事な力があって、これは売る力ですね。

いくらスクープを取っても売れないと雑誌はつぶれますから、売る力は大事。さっき菊池寛の話をしました。読者のニーズ、あるいは世の中に漂う空気とか温度感を肌感覚で察知して、売れるものを見極める眼力、嗅覚も含めて、そういう力がないと。これを持っている人間は結構少ないので、ここは難しいところですよ。

裁判の勝ち方は負けて覚えた

—— お仕事柄、名誉毀損等の訴訟リスクについてはいかがですか。

2012年に『週刊文春』編集長になったとき、かなり攻め込んでアクセルを踏み、記事を出したところ、自分の想像以上に次々に名誉毀損で訴えられました。昔よりも立証のハードルが上がっているなという印象。

何で負けたのかを会社の法務部と顧問弁護士と都度都度ミーティングをしながら、やはり今の時代は匿名証言、伝聞情報だとだめだなとか、実名を出しての証言でも、途中で供述内容がぶれると証拠能力が落ちてしまうとか、何で負けたのかを詰めて穴をふさいでいくことによって、だんだん負けながら闘い方を覚えていきました。

自分が証人尋問に呼ばれたとき、原告側の弁護士や裁判官からいろいろ質問されます。例えばホテル

で密会していたと記事を書くと、「じゃあ、ホテル側には聞いたのか」と訊かれ、「いや、ホテル側が答えるわけない」と言うと、「そんな基本的なところも聞いてなくて、裁判官、こんないかげんな取材をしていますよ」とやられる。「では、この人には聞いたか」「行ったら不在でした」「ならば名刺か手紙は残したか」と。

自分がどういう取材をしてきたのが、その場で生体解剖、法廷の場でつまびらかにされていくことによって、どこに穴が開いていたのかがよく分かる。

とにかくやれることはすべて尽くす、打てる手はすべて打つことがまず最低限必要だと学びました。負けて、高い授業料を払ってでも、身をもって法廷闘争を経験していくと、これはどこまでいけるか、どこまでアクセルを踏めるか、どこでブレーキを踏むかということが分かってくる。

今の我が社の強さの1つは、そうした知見を積んできたことだと思いますね。

—— 依頼者として描く理想的な弁護士とは？

やはり勝たせてくれる弁護士。こちらが言うことに理解を示して寄り添ってくれると、いい弁護士だなと思うけれど、結果的に負けちゃうとやっぱりだめなわけで、そのジャッジですね。

私が本気で行くぞとなったときに、羽交い締めで止めてくれる最後のとりでは、法務部よりも社長よりも、やはり顧問弁護士です。

プロフィール しんたに・まなぶ

1964年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。1989年文藝春秋入社。「Number」「マルコポーロ」編集部、「週刊文春」記者・デスク、月刊「文藝春秋」編集部、ノンフィクション局第一部長、「週刊文春」編集長を経て、2021年7月から「文藝春秋」編集長。



2021年度理事者の任期も残すところあと1か月となりました。
会長、副会長に、1年間を振り返っての感想と今の思い、そして会長には「副会長へひとこと」、
副会長には「理事者室の思い出」と「任期を終えてやりたいこと」を語っていただきました。

未来へ向かう東京弁護士会へ

会長 矢吹 公敏 (39期)



当会は、財政問題など多くの課題を抱えてきました。その東京弁護士会を少しでも未来志向の弁護士会にしようと本年度努力してきました。

そのために、東京の他の2会と会費を合わせるべく会員全員の会費減額を実現する努力をしています。そのために会員数を増加し、会の費用支出を最大限効率化する取り組みをいたしました。その結果、会員数は昨年に比較して格段に増加し、また財務体質も会館管理を含めて筋肉質になったと思います。

また、未来志向の弁護士会であるためには、男女共同参画やLGBTQの方々への配慮も必要です。その結果、PRIDE指標でレインボー認定を受ける等結果も残しました。会員とのコミュニケーションも重要でオンラインカフェや会長からTwitter投稿を増すなど広報も積極的に行いました。

加えて、未来へ向かう弁護士会であるためには、会員が実力を蓄え市民や司法に貢献することができるような取り組みも必要だと考え、研修ツアーなど研修の充実を図りました。他方で、会員に対するハラスメント対策を充実させ、パワハラやセクハラ問題にも取り組んできました。

頭が痛いのは、会員の不祥事対策です。綱紀懲戒や市民窓口の手續を充実させることに努力してきました。

最後に、未来志向であるためには、過去を十分に理解する必要があると考え、当会の歴史研究会の活動を支援し、資料の蒐集等の活動も積極的に行いました。

すべて東京弁護士会が未来を見据えた弁護士会となるための活動です。ご支援いただいた会員の皆様に心から御礼申し上げます。

副会長へひとこと

志賀副会長：筆頭副会長として、またなんでも話せる友人として大変お世話になりました。

椋嶋副会長：日弁連・東弁両方を視野に入れた幅広い活動や市民窓口等現場の活動に積極的に取り組んでいただきました。

兼川副会長：統計に基づく理論面と妥協しない正論が理事者の活発な議論につながりました。

三澤副会長：人情心のある愛すべき言動と鋭い感覚と意見にずいぶん助けられました。

堂野副会長：意見書や会長声明、SDGsやLGBTQの活動など根気よく纏めていただきました。

中井副会長：理事者の会議を堂野副会長と一緒に仕切った手腕と笑い声が忘れられません。

やっぱり東弁が好き！

副会長 志賀 剛一 (41期)



私自身の主たる担当はここで詳細を説明することがふさわしくない裏方系の仕事でしたが、一番期が上の副会長という立場で、会の業務全体を俯瞰する機会を得ることができました。緊縮財政とコロナ禍の中でも理事者と職員が一体となり、知恵を絞って企画を実現し、また、情報発信にも力を入れた一年であったと自負しています。研修サイトもリニューアルし、充実させました。当会の魅力を高め、さらに会長自らがトップセールスで大手事務所を訪問し、新入会員の当会入会を働きかけるなど、新入会員を増加させる努力を継続して参りました。それらの甲斐あって（と信じたい）、1月の新入会員一斉登録申込人数は200名を超え、昨年度から大幅に増加しました。「総仕上げ」である会費減額の実現により、さらに会員は増加するはず。たしかにボディーはあまりスリムじゃないけど（これでも

随分ダイエットしました）、会員にとってはやりたいことを必ず見つけられる。市民の皆様のお役に立つなら労を惜しまない。そんな東弁が私は大好きです！

理事者室の思い出

みな声が大きくて、常に笑い声が絶えませんでした。矢吹執行部のメンバーで本当によかった。

任期を終えてやりたいこと

しばらくは何もせずボーッととして、暇を持て余してみたいです。

東弁の成り立ち方

副会長 栞嶋 裕之 (42期)



東京弁護士会という団体の「成り立ち方」について考え続けた1年間でした。

弁護士会は、常駐する構成員は職員と役員のみであり、多数の会員が、基本的にボランティアでその活動を担う、ある意味で特殊な団体です。

私が担当した市民窓口、非弁提携弁護士対策、非弁取締、紛議調停などの委員会では、市民からの苦情や問題会員への対応、非弁活動の取締など、ストレスが多く、何ら個人的利益に繋がらない活動を、黙々と担う多くの会員に接し、頭の下がる思いでした。これらの活動が弁護士自治を底で支えていることを忘れてはならないと感じました。

一方、多数の会員が委員会を通じて多様な分野で活動するという団体の特性からか、東京弁護士会には通常の組織原理とは異なる様々な仕組みや慣行、時には不整合すら存在していると感じた一年でもありました。少し厳しい言い方ですが、増改築を繰り返した温泉旅館のような。

しかし、今や会員数も9000人近くになり、社会に対しても大きな責任を担う東京弁護士会。弁護士会の良き特性を活かしつつも、(温泉旅館から)組織に向けた脱皮を図る時期に来ているように感じます。これから一会員として、微力ながらその取組に関与していきたいと思えます。

理事者室の思い出

意欲と能力、そして東弁に対する愛情に溢れた理事者と共に仕事ができただけでなく、東弁会務の経験に乏しかった私は、理事者会などの会議の場だけでなく、理事者室での会話のなかで、東京弁護士会の運営について、多くのことを学ばせてもらいました。

任期を終えてやりたいこと

この1年間の貴重な経験を踏まえ、弁護士と弁護士会の在り方について歴史を含めて勉強し直し、次の世代に引き継げる文章をまとめたい。

健全な財務体質へ、さらに！

副会長 兼川 真紀 (48期)



年度の前半の課題は、弁護士会館の大規模修繕に伴い、明確な合意のないまま進む工事や膨らむ修繕費とどう折り合いをつけるかという問題であった。幸い各方面の尽力を得て、了解可能なところに落ち着いたと思う。会館管理費も見直し、大幅な支出減が実現できた。コロナ禍を契機として会議の在り方も働き方も変化していく中、会館の維持や建て替えをどう考えるのかは今後も議論を継続する必要がある。

財務担当として目下の目標は、会費減額の会則等改正である。活力のある弁護士会の活動を維持するためには、会員・職員ともに適正な支出に対する意識を常に持ち、健全な財務体質に変わっていくことが最低条件である。この意識改革は相当程度進んでいると感じるが、このへんでいだろうという気持ちにならないことが必要だろう。

弁護実務修習における「修習計画シート」の導入も指導担当弁護士の協力を得て定着したと考えている。また、研修サイトの改修は研修ツリーの導入も含めて実現して

らしい。

次年度の定期総会で予算案が通るまでが仕事だが、1年間のご協力に感謝します。

理事者室の思い出

弁護士会で働く人たちが、当会のミッションを自覚し、その中で自分のミッションを明確に描けて、やりがいを持って仕事に取り組めることが大切だと考えてきた。理事者室の住人は1年で交代するわけだが、弁護士会のミッションは1年ごとに変わるわけではない。弁護士会の継続性を支えるのは職員であることを、理事者室も職員も認識して仕事を進めていくべきだと感じた1年だった。

任期を終えてやりたいこと

長く帰省していないので、1週間くらい休んで両親のご機嫌伺いに行きたい。余裕がなくて休んでしまったお稽古ごと（組紐です）を再開したい。事務所から追い出されないようにブースを片付けたい。

通底

副会長 三澤 英嗣 (48期)



個人的には長かったという思いと同時に、あっという間の一年でもあった。この一年間、本年度執行部の最大の課題である全会員の会費減額の実現に向け、支出については常に意識し、また、法教育の日当問題をはじめ、人権擁護委員会、刑事弁護、夏期合研、REKIKEN等様々な課題に着手した。着手のみで、課題解決まで至らなかったものもある。無念。

諸課題につき思考を巡らせていく中で、弁護士会の課題はいずれも、「弁護士自治と会員個人の役割」というテーマが通底していることを痛感した。私の一年は、常にこのテーマについて考え続けた一年だったとさえ言える。今、正解にたどり着いたとまで言える確固たる自信はないが、私は、弁護士自治の本旨とは、個々の会員が自治の統治主体であり、そのことを会員個人が自覚することであると

理解している。そういう会員の集合体が、当会を最終的には強靱なものにしていく。

今後、弁護士会が様々な批判に遭いながらも市民の人権を守り続けていくためには、自治が持つ厳しさを各会員が我が身に黄金の魂として焼き付ける必要が出てくると思っている。

理事者室の思い出

思い出せない。ただ、理事者の面々、職員の面々、お世辞ぬきにみな感性豊かで素晴らしい人だった。

任期を終えてやりたいこと

特段ない。今は何かをやりたい気持ちが全く起きない。

人権活動のさらなる広がり

副会長 堂野 達之 (52期)



この1年で印象的なのは、①入管法改正案の廃案を求める会長声明を出した翌日、法案の取下げが報じられ、記者会見をしたこと、②職場の性的少数者への取組の評価指標「PRIDE指標」で、最高評価「ゴールド」3年連続受賞に加え、コレクティブ・インパクト型「レインボー」を当会が初受賞（受賞は41応募者中10者で、公益的な法人は当会のみ）したことです。

会長声明や意見書の発出に関わりましたが、一つの声明を出すにも様々な意見による多角的な議論を尽くす必要があります。これまでの多数の会の意見の、一つ一つの重みを実感しました。

各委員会の委員（特に若手）の皆さんが地に足を付けて人権活動に取り組む姿、職員の皆さんの献身や配慮には感銘を受けました。多様な個性や価値観が大切にされる世界的・世界的な潮流の中で「オール東弁」で人権活動を広げる意義は大きく、これらの活動一つ一つがかけがえの無い財産です。

委員会が基本ウェブ開催で、多くの委員の方々とリアルでお会いできなかったのが心残りです。いずれお会いしましょう。

1年間、ありがとうございました！

理事者室の思い出

役員はいずれも尊敬・敬愛する個性豊かな皆さんで、今年度に理事者になれて幸せでした。理事者会での議論では、随分鍛えられました。私からの無茶振りが多かった秘書課の皆さんには、献身的なサポートに感謝しかありません。

任期を終えてやりたいこと

積読（つんどく）した本の濫読（らんどく）ですが、その前に、ダイエットと、息子（4月に小6）の家庭教師をやらなければなりません。

1年を振り返って

副会長 中井 陽子 (54期)



昨年2月の選挙で当選してから、すぐに引継ぎを行ったものの、慣れない中で、4月入ってすぐの常議員会で池袋法律相談センターの移転にかかる議題で説明をしないとけないということに不安を感じたことを思い出します。その後は副会長が担う委員会が多数あり、挨拶、説明などの機会もあって、少しはプレゼン力を高められたかと思えます。また、委員会出席、職員とのミーティングなどで必要かつ最新のデータに触れ、事情も把握できるようになり、大小さまざまですが課題、問題点について判断をしながら業務を遂行してまいりました。4月当初から初めての試みとなる「東弁ONLINEカフェ」企画において1回に10名前後参加で会員の皆様の生の声を聴くことができ、業務遂行において大変参考になりました。今年度も昨年度に続き、新型コロナウイルスの感染拡大が続き、リアルな会合ができず会員相互、職員との交流ができなかったのは残念でした。

次年度はオンライン会議が継続されつつも、リアルな会合が復活できることを願っております。

職員の方々には真摯に副会長業務を支えていただきました。副会長職は終わりますが、当会の職員であることに誇りを持っていただけるように一会員として精進してまいります。1年間どうもありがとうございました！

理事者室の思い出

今年度の理事者はオンとオフの切り替えが絶妙で、オフタイムにたわいもない話で盛り上がったのが一番の思い出です。

任期を終えてやりたいこと

4月に入ったら、1週間は寝坊する毎日を過ごし、リフレッシュした後に本業回帰に注力いたします！

2022年 東京弁護士会新年式

総務委員会委員長 中西 一裕 (42期)

本年の東京弁護士会新年式は、新型コロナウイルスの蔓延が引き続き懸念される状況に鑑み、1月11日の午前10時30分から約1時間程度、規模縮小のうえZoomウェビナー形式で開催された（会場は3階301会議室 司会は志賀剛一副会長）。

梶嶋裕之副会長の開会の辞の後、矢吹公敏会長より年頭の式辞が述べられた。

矢吹会長からは、本年度執行部の任期も残り3ヶ月だけが会費減額等の重要案件が残っており最後まで努力したいとの決意が述べられた後、本年度執行部が作成したパンフレット『東京弁護士会で伸ばす！』を紹介しつつ、当会の魅力について強調がなされた。そのポイントは、当会が全国一位の会員数で多数の委員会や法律研究部の活動を通じて人脈ができること、多種多様な専門研修により実力がつくこと、充実した会員サポートや即独支援制度があること、3つのパブリック事務所等の公益活動、男女共同参画や多様性を尊重した会運営をしていることである。

次に、来賓として、荒中日本弁護士連合会会長、海老原夕美関東弁護士会連合会理事長、淵上玲子日本弁護士連合会事務総長から祝辞が述べられた。

荒日弁連会長からは、就任以来新型コロナウイルス対策に取り組んでいるが会館運営問題を最重要課題として当会矢吹会長、兼川真紀副会長に尽力してもらっていること、役員就任披露式、定期総会、人権大会、叙勲表彰、新年式等の儀式を大事にしその意味内容を考えていること、法曹養成・法曹人口、FATF、民事訴訟・刑事訴訟のIT化などの重要課題にしっかり取り組み次年度執行部につなげること等が述べられた。

海老原関弁連理事長からは、関弁連もシンボや大会、各種委員会をウェブを活用して実施していること、男女共同参画については日本はジェンダーギャップ指数が156カ国中の120位で最低レベルであり、関弁連でもさらなる推進が求められることが述べられ、併せて常務理事クオータ



制採用の規約改正への協力が求められた。

淵上日弁連事務総長からは、東弁人権賞受賞者へのお祝いとともに、コロナ禍でも会務活動を推進するために日弁連は全国の単位会にウェブ会議参加のための補助金を出しており、当会もこれを活用してウェブ環境を整備してほしいとの要望が述べられた。

その後、会員表彰が行われた。本年度の表彰者は在会50年の37名の会員と寿齢90歳の24名の会員であった。ウェブ形式のため表彰状授与に代えて表彰者全員の名前が読み上げられた（表彰状と記念品は各表彰者に送付）。

東弁人権賞の授賞式は例年新年式で行っていたが、本年度は昨年12月22日に役員室で実施しており、新年式ではその映像を放映した。すでに当会HPや新聞報道等で紹介されているが、本年度の受賞者は特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）であり、長年にわたり在日外国人の人権保障のために活動してきたことが評価されたものである。

最後に、兼川副会長から閉式の言葉が述べられ、矢吹会長が紹介したパンフレットは当会HPの修習生向けページに掲載されていることが紹介された。

なお、来賓の祝辞の際に画像がすぐ切り替わらなかったことや表彰者からの挨拶を予定者（宇都宮健児会員）と接続できなかったため受けられなかったことなどの不具合があり、今後の課題を残した。

PRIDE指標ゴールドとレインボーのW受賞

性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティPT座長 山本 真由美 (62期)

1 PRIDE指標における 弁護士会初のレインボー受賞

任意団体「work with Pride」は、職場におけるセクシュアル・マイノリティへの取り組みを評価するための「PRIDE指標」を策定しており、毎年1回、応募企業の取り組みをゴールド、シルバー、ブロンズの段階に分けて評価している。そして、2021年度は、他団体とのセクターを超えた協働を推進する企業を評価するレインボー認定を新設した。当会は本年度、3年連続のゴールド認定を獲得するとともに、全国の弁護士会で初となるレインボー認定を受けた。なお、レインボー認定は、応募した41社中、わずか10社しか選ばれていない。

2 レインボー認定とは

レインボー認定を受けるための要件としては、1. PRIDE指標2021において、ゴールド認定を獲得していること、2. 日本におけるLGBTQに関する法制度の実現に、企業・団体として公に賛同表明していること、3. LGBTQに関する理解促進や権利擁護のために、自社・自団体のみならず、セクターを超えた主体と協働するコレクティブ・インパクト型の取り組みを推進していることである。

当会では全国の弁護士会に働きかけて、セクシュアル・マイノリティの研修の実施についてアドバイスをしたり、また、職員や会員に適用される規則にセクシュアル・マイノリティの規定を盛り込むことを提案してきたので、上記の1、2の要件のみならず、要件3も満たすと思われた。そこで、当会は3年連続のゴールド認定獲得のみならず、レインボー認定を受けることを新たな目標として応募し、見事に初挑戦で認定を得たのである。

3 当会におけるセクシュアル・マイノリティの 人権問題への取り組み

当会ではこれまで、他の弁護士会に先駆けた取り組みを行ってきた。



まず、日本の弁護士会で初めて、2012年にセクシュアル・マイノリティをテーマとしたシンポジウムを開催し、その後も毎年のように、セクシュアル・マイノリティの人権問題に関するシンポジウム・公開学習会を開催している。

そして、2014年6月に、日本の弁護士会で初めてセクシュアル・マイノリティ専門の定期電話相談（相談料無料）を開始した。

そのうえ、2019年4月1日施行で、同性愛者等である職員（カミングアウトの有無を問わない）のために職員就業規則等を改正し、同性のパートナーを有する職員も、結婚、出産、育児等の際の休暇や支給金など、家族に関する福利厚生制度を利用できることを定めた。2020年1月からは同性のパートナーを有する会員に対しても、異性パートナーの場合と同様、会費免除・会務活動の免除・弔慰金・災害補償等の福利厚生を受けることができるように規則改正等を行っている。

これらの規則制定後には全国の弁護士会から参考にしたので規則内容の詳細を教えて欲しいとの声が多数上がり、全国の弁護士会に規則を紹介したため、複数の弁護士会で同様の規則が制定されるに至っている。

これら当会における先進的な取り組みが全国に広がり、今では全国各地の弁護士会においてセクシュアル・マイノリティの人権擁護活動が実施されているので、この全国への波及効果こそが当会がレインボー認定を受けられた理由であると思われる。

これからも全国初の取り組みを実現していきたい。

外国人支援団体との交流会

テーマ「入管施設の問題」

外国人の権利に関する委員会委員 桐本 裕子 (70期)

1 テーマは「入管施設の問題」

外国人支援団体との交流会が2021年12月3日に行われた。

スリランカ人女性のウィシュマ・サンダマリ氏（以下「ウィシュマ氏」という）が名古屋入管で死亡した事件を中心に、同事件の弁護団に所属する当委員会の尾家康介委員、難民の現状や難民政策の研究を行う難民研究フォーラムの赤阪むつみ氏、難民・外国人を支援する学生団体「BOND（バンド）～外国人労働者・難民と共に歩む会～」の鎌田和俊氏をお招きし、入管問題についてご講演いただいた。

本交流会は、新型コロナウイルス感染症問題の影響で、2020年に続きオンラインで開催された。今回はZoomのブレイクアウトルーム機能を活用し、講演後は少人数のグループディスカッションが試みられた。本稿では、3つの講演及びその後のディスカッションの概要を報告する。

2 講演1「弁護団の活動」

尾家康介委員から、ウィシュマ氏死亡の真相究明（收容の理由、仮放免不許可の理由、死亡の理由）に取り組む弁護団の活動が報告された。法務省は、当初、收容施設内のビデオ録画を遺族にさえ開示することを拒否し、その後、遺族のみを対象に一部を開示した。それでも代理人の立ち合いは認めないなど、対応の問題点が指摘された。弁護団は、2021年11月9日に刑事告訴し、真相解明に向けた活動を継続しており、今後の法務省や入管庁の対応が注目される。

3 講演2「各国の入管收容状況」

難民研究フォーラムの赤阪むつみ氏からは、各国の收容制度・收容状況をご紹介いただいた。例えば、カナダは收容期間に上限がないが、カナダ移民難民委員会が收容

継続の可否を審査する制度をとっており、平均收容期間は約13.8日（2018-2019年度の平均）である（日本の牛久入管は2020年1月1日時点で549.5日）。イギリスの收容施設は、施設内でインターネットができる。いずれも日本の收容制度や処遇とは大きく異なることが報告された（なお、同団体のHPには、各国收容制度等の情報が掲載されており、非常に参考になる）。

4 講演3「BOND（バンド）～外国人労働者・難民と共に歩む会～」

学生団体BONDの鎌田和俊氏からは、ウィシュマ氏死亡事件を中心とした活動内容をご紹介いただいた。BONDは、名古屋で活動する別の学生団体と連携し、ウィシュマ氏死亡事件の真相究明、再発防止の徹底を目的として、記者会見や全国Zoom集会、署名活動（9万3000筆超）など精力的に活動している。入管を変えるには世論を変えることが重要であり、学生も一市民として活動し続ける重要性をご講演いただいた。熱意、責任感、行動力のある活動を拝聴し、非常に勇気づけられた。

5 グループディスカッション

グループディスカッションでは、5、6人のグループに分かれて日本の入管問題について意見交換を行った。日本の入管制度、入管施設内の処遇は問題が山積しているが、10年前、数年前に比べると改善点もみられる、これは各団体が継続的に本問題に取り組んできたからだという意見もあった。各団体がそれぞれの立場で入管問題に取り組んでおり、改めて、法曹としての役割や責務は何かを考える機会となった。これからも積極的に他団体との交流を深め、情報や価値観を共有し、協力していく必要性を改めて実感した。

2022年度 東弁役員等選挙 次期会長は 伊井和彦会員

2022年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月24日(月)に公示されたが、いずれも定員以内の立候補に留まったため、予定していた不在者投票及び投票は行われなかった。

当選者は、会規により2月4日(金)午後4時の経過と同時に確定し、確定後、役員当選者の当選証書交付式が6階来賓室で行われた。

同日に行われた日弁連会長選挙には、小林元治候補、高中正彦候補(以上、東弁所属)及び及川智志候補(千葉県弁護士会所属)の3人が立候補した。2月14日の日弁連選挙管理委員会で小林候補が次期日弁連会長に決定した。なお、次期日弁連事務総長には当会の谷真人会員が就任予定である。



東弁役員選挙結果

■ 会長選挙 当選者

(無投票)

伊井 和彦 (37期)

■ 副会長選挙 当選者

(無投票・立候補届出順)

奥 国範 (54期)

市川 尚 (48期)

吉田 修 (50期)

加納 小百合 (47期)

寺町 東子 (46期)

河井 匡秀 (49期)

■ 監事選挙 当選者

(無投票・立候補届出順)

鈴木 剛 (53期)

西川 一八 (54期)

※ 常議員、日弁連代議員名簿は
LIBRA4月号に掲載予定

『依頼者の争続を防ぐための ケーススタディ遺言・相続の法律実務』 出版のお知らせ

今年2月、書籍『依頼者の争続を防ぐための ケーススタディ遺言・相続の法律実務』を出版しました。

遺言・相続は、取り扱いを間違えれば争続に発展しかねず、紛争の予防・解決の専門家である弁護士の活躍が期待される分野です。本書は、実務において頻出するケースだけでなく、より専門的な知識が求められるケースについても取り扱い、それぞれのケースについて実務的な留意点にも触れており、弁護士にとっても有益な内容となっております。

弁護士会館地下1階にあります「弁護士会館ブックセンター」でもお買い求めいただけますので、是非この機会にお手に取ってご覧ください。

〈主要目次〉

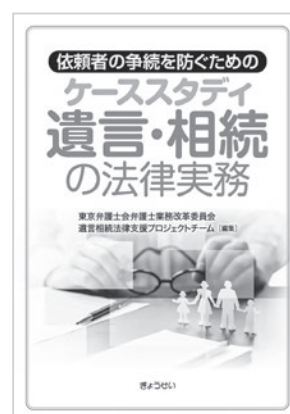
序 遺言相続における弁護士の役割

第1章 遺言相続及び関連業務に関連する前提知識

第1 遺言について／第2 相続・遺産分割について

第2章 ケーススタディ

第1 生前対策／第2 遺言の効力・遺言執行について／第3 相続・遺産分割



東京弁護士会弁護士業務改革委員会
遺言相続法律支援プロジェクトチーム[編集]
株式会社ぎょうせい 2022年2月発行
A5判・312頁
販売価格：3,630円(本体3,300円+税)

会財政健全化への弛まぬ歩み

監事 栢割 秀和 (52期)



読者の皆さんがこの記事をご覧になる3月というと、確定申告期限に向けた領収書の整理に追われる時期という方も一定数いらっしゃると思いますが、会の財務は、予算編成、復活要求を経て、ようやく次年度の予算がほぼ固まる時期であり、監事としては、今月末の決算を待ち、6月の定期総会に提出する監査報告書と監事意見書の作成準備に取り掛かる時期でもあります。

この1年を監事として務めさせていただきましたが、その間、理事者会や常議員会に加え、各種関係委員会や月例監査レビューなどにも立ち会い、当会の様々な活動を内部から見ることができました。そのおかげで、これまで1人の会員としては数字の羅列の集合体しか見えなかったような予算や決算の数額の持つ意味を理解できましたが、その反面、会財政の健全化に向け何が無駄で冗費なのかを突き止め、

これを実際に削減することはなかなか容易ではないことも痛感しました。

今月開催の臨時総会において積年の課題であった会費減額を付議する運びとなりました。ここまで来ることができたのは当会のあらゆる活動における経費節減が積み重ねられた結果であり、その背後には多くの会員職員による努力が存在したことは言うまでもありません。

ただ、この会費減額も、会財政の健全化に向けられたシミュレーションから逸脱しないよう、次年度以降も継続したモニタリングが必要ですし、また次年度以降に新たな課題が生じることもあるでしょう。

その意味では、会財政の健全化にゴールというものはなく、会員の皆さんとともに弛まぬ歩みを続けていかなければならないものと考えています。

次世代につながるように

監事 三枝 恵真 (55期)



今年度、当会の監事として、会財政を考える機会を与えられました。

監事の日常の仕事としては、理事者会や財務委員会などの関連委員会に参加し、予算執行状況を把握しています。また現在、予算編成の時期にあり、各委員会から提出される決算見通しと予算申請に触れているところです。決算、予算の面から各委員会の活動に触れ、改めて当会の活動の充実と重要性を痛感しています。

現在、当会は財政改革の只中にあり、財政健全化と会費の全会員2,000円減額等に向けた取り組みの終盤にあります。この間、多くの活動、業務において協力と努力が積み重ねられてきました。弁護士会の活動を縮小することなく、

業務の経済性や効率性を高める努力をして財務の健全化と持続可能性につなげられれば、と考えています。このような時期に会財務に関われることの責任とやり甲斐を感じつつ、過ごしています。

監事をお引き受けするにあたり、過去の「監事室から」原稿を何通か拝読しました。その中で、「『最高の監査』は、会員が会財政に参加すること」とのご意見を拝読し、目指したいと思いました。3月で任期を終えますが、監事の我々は、定期総会に向けて監事意見書を作成する仕事が出場をむかえます。会員の皆さまが次年度・次世代につながる議論ができるよう、会財政についての的確で分かりやすい情報提供をするよう努めたいと思います。

令和3年11月19日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「少年保護事件における被害者配慮制度」について

東京家庭裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 奥原 玲子 (52期)

令和3年11月19日、東京家庭裁判所委員会が開催されました。今回のテーマは「少年保護事件における被害者配慮制度」です。

1 裁判所からの報告

(1) まず、東京家裁（本庁）における少年保護事件の年度別新受件数について、平成22年の7633件から令和元年には3009件と減少していること、新受一般保護事件の非行罪名は、平成22年と令和元年を比較すると、大麻等、詐欺、わいせつ事件が増加していること等の概況説明がありました。背景として、インターネット、スマートフォンの普及によりライフスタイルが変化し、SNS上で他者との関わりが完結し、組織化された不良集団は余り見られなくなりましたが、大麻等はネットで入手が容易となったこと、特殊詐欺では学生がSNSで仕事の紹介を受けるため非行への心理的障壁が低いこと、SNSで画像を拡散する事件があること等の解説がありました。

現在、外部から非行が見えにくくなっているため、かかる環境の変化への対応が必要であるとのことでした。

(2) 次に、被害者が事件の内容を知りたい、被害についての感情や事件に関する意見を述べたいと思った場合に設けられている、少年審判手続における被害者配慮制度に関し、①事件記録の閲覧及び謄写、②意見陳述、③審判の傍聴、④審判状況の説明、⑤審判結果の通知について、手続、要件、実際の方法、被害者等の守秘義務等を解説いただきました。

また、被害者配慮制度と異なる別の手続として、裁判所が必要と判断したときに少年の処遇選択の参考にするため調査官が被害者から話を聴く、被害者調査の説明がありました。

2 庁舎見学

少年第1審法廷と面接室を見学しました。被害者の傍聴席のある法廷では、質疑応答を交えて、裁判官が少年と同じ高さの目線で少年に向き合えること、証人となる被害者が心理的圧迫を受けないようにするため

の遮蔽措置や被害者の出入口等を確認しました。

裁判所から、少年法の理念を前提として被害者配慮制度がある旨の説明もありました。

また、被害者から話を聴く際に利用される面談室は、木目調の壁、机、椅子、カーペット、絵画等、暖かみのある色調の部屋であり、一般の事務的な面談室と異なり、被害者の心情への配慮が見られました。

3 意見交換

まず、委員から、調査官による被害者調査の実際について質問があり、傷害、恐喝、少年の過失大の事件、ストーカー等被害者の関係が大きい事件等を対象に、カンファレンスを経て実施するとのことでした。また、この調査における被害者への配慮については、方法は書面照会が多いが、被害者の要望を聞き、希望があれば面談を行い、被害者の心情に十分配慮して了解を取りつつ丁寧に進めるとのことです。

次に、被害者配慮制度の意見陳述の方法については、審判の場で裁判官に対して陳述するケースは少ないこと、審判以外の場で、重大事件は裁判官に対して、軽微事件の場合は調査官に対して行うことが多いとの説明がありました。意見陳述では、被害者に、少年に伝えて良い情報か否かを明確に確認しているとのことでした。

また、記録閲覧謄写の申出については、殆ど許可がなされているとのことでした（プライバシーに深く関わるものはマスクング）。

さらに、委員から、少年審判後の通知制度、少年院での被害者心情理解指導の内容について情報提供がありました。

4 次回令和4年6月30日のテーマは「家事調停について」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207

第4回 即時・早期独立弁護士交流会と独立開業に役立つセミナー

若手会員総合支援センター副委員長 菊地 真治 (55期)

1 即時・早期独立弁護士交流会

若手会員総合支援センターの開業・就業支援部会の活動の一つの柱として、2017年度から、毎年1、2回の頻度で、「即時・早期独立弁護士交流会」を開催している。

これは、即時・早期独立を行った会員や将来、独立を考えている会員を対象に、事務所運営や業務等に関する事前質問を受け付けたくうえで、既に独立開業を果たしている比較的若い期の弁護士を進行役として、自らの経験談を披露してもらうとともに、参加者相互の意見交換や情報交換を行うという企画である。

参加者の人数は、多いときには20名を超える回もあったが、最近では、10名前後の参加者となっている。これを2グループに分け、進行役の弁護士を1グループにつき2、3名配置している。この企画を始めた当初は、即時独立者が比較的多かったが、最近では、即時独立者が減少傾向にあるように感じている。

2021年11月25日(木)にも交流会が開催され10名の参加があった。今回は、初めての試みとして、参加予定者に事前アンケートを実施し、交流会で取り上げて欲しいテーマを聴取した。その結果、開業資金、開業場所、未経験事件の対応、得意(専門)分野の作り方、仕事の取り方、事務所運営を取り上げて欲しいとの要望があった。いずれも独立開業するにあたり不安に思う事柄であり、4名の進行役の若手弁護士からは、生の経験談やノウハウを披露していただいた。参加者にとっては、貴重で役に立つ交流会になったのではないかと思う。

また、この即時・早期独立弁護士交流会は、進行役の弁護士の経験談を披露してもらうということの他に、参加者同士がその後も交流を重ねて行って欲しいという狙いもある。体験談を一度聞いただけで独立できるなどということではなく、同じく独立を考えている者、一歩先に独立をしたという仲間が身近にいて常に相談や情報交換ができれば、と思うからである。

若手会員総合支援センター企画

東京で独立開業した。

～即時・早期独立弁護士交流会～

日時：2021年11月25日(木) 18:30～
会場：Zoom会議

近時の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現状での交流会はウェビナーでの開催となり、参加者同士の交流を図る意味では不十分なものとならざるを得ないが、交流会参加者のメーリングリストを活用して、今後も意見交換、情報交換をしていって欲しいと思っている。

2 今後の独立開業に役立つセミナー

前回告知をした、2021年10月12日(火)実施の勤務弁護士の採用・育成に関するセミナーについては、50名を超える参加者を数え、3名の講師の方々には実際の経験とノウハウを披露していただき、大変に好評を博したものとなった。この勤務弁護士の採用・育成に関するセミナーについては、継続開催を望む声が聞かれ、次年度の開催も検討している。

また、当部会では、現在、独立開業マニュアル東弁版の第3版の改訂作業を進めているところであり、新版の独立開業マニュアルをベースにしたセミナーや様々な事務所形態がある中での事務所運営に関するセミナーも面白いのではないかと考えている。

3 最後に

即時独立者が減少傾向にあるといっても、今後も独立開業を志す若手弁護士が途切れることはないであろう。

開業・就業支援部会では、これまでご紹介してきたように、若手会員が独立開業するための一助となるべく活動してきたが、今後も、若手会員のニーズを拾い上げ、さらに役立つ企画を立案実施していきたいと思う。

厚生委員会連載

東京弁護士会の「同好会制度」

vol.1 制度の発足と公認同好会

厚生委員会委員
東京弁護士会宝塚歌劇愛好会会長 伊藤 茂昭 (32期)1 弁護士の同好・趣味の集まりを
東京弁護士会が公認

会員の皆さんは、東京弁護士会（以下「本会」という）に同好会制度があることをご存じでしょうか。本会が公認した同好会は、本会施設の無償利用や本会のウェブサイト等の利用による広報の協力を得ることが認められています。

現在、囲碁、将棋、ゴルフ、宝塚歌劇、オペラの5つの同好会が公認同好会として活動しています。

本会は、所属会員がまもなく9000名を超えようとする大組織です。大規模化に伴い会務に熱心に参加する会員の比率は低下し、会員の帰属意識も希薄化する傾向は否めません。

そんな昨今において、毎日の弁護士業務に追われるなか、趣味を同じくする弁護士仲間が趣味を通じて時間を共有する、そんな場を弁護士会が与えてくれる。弁護士会活動の全体から見れば福利厚生の小さな役割に過ぎないともいえますが、しかし、一方で周辺から会の活動を支える潤滑油として、とても意義のあることではないかと思えます。

私は、公認同好会の一つ、宝塚歌劇愛好会の活動に参加しています。正会員になるために第一東京弁護士会から本会に登録換えした会員がいます。また、検察官を退官し弁護士登録した会員が、宝塚ファンのお母様と一緒に会の食事に参加し、「弁護士になって一番よかったことは、この同好会に入会できたことです」と挨拶された出来事もありました。

もちろん、個々の会員は、それぞれ様々な趣味を持っています。もちろん、個々の会員は、それぞれ様々な趣味を持っています。自由を楽しんでおられると思えます。

また同好のグループは何も弁護士会だけでなく他にもいろいろとあると思います。でも一方で、多様な趣味に対応する同好会が本会の中に多数存在し、新規登録弁護士が、受験勉強と司法修習を終えて、さあ、社会に旅立とうとするとき、弁護士仲間の同好の会に入会して、先輩たちと交流するというのは、素晴らしいことではないかと思うのです。

ということで、この同好会制度について、このLIBRAでも取り上げられることとなりました。次回からは隔月で、順次各同好会の活動の紹介が始まります。是非ご期待いただきたいと思えます。

2 同好会制度の発足と歩み

2014年から2015年にかけて弁護士会館の利用についての改革があり、そのときの流れで同好会制度が発足しました。

高中正彦会長時代の2015年3月9日の理事会会で、本会の「同好会の公認に関する細則」*1が決定されました。同細則によりますと、その第2条にその考慮要素が以下の通り定められています。

- (1) 本会が公認するに相応しい健全な目的と実体を有する団体であること。
- (2) 構成員として、本会会員が20人以上存在すること。
- (3) 会則、活動責任者、会計責任者、会員名簿等を置き同好会運営に必要な条件を備えていること。
- (4) 代表者が本会会員であること。
- (5) 団体としての活動実績が1年以上あり、現に活動していること。
- (6) 本会の品位を損なうものでないこと。

* 1 : <https://www.toben.or.jp/members/kaisoku/act/frame/frame110000925.htm>

東京弁護士会公認同好会一覧

	団体名	代表者名	公認日
第1号	東京弁護士会 棋友会	代表幹事 水津 正臣	2015年3月30日
第2号	東京弁護士会 将棋会	幹事長 鎌田 勇夫	2015年3月30日
第3号	東京弁護士会 ゴルフ倶楽部	総務幹事 松尾 慎祐	2017年5月25日
第4号	東京弁護士会 宝塚歌劇愛好会	会長 伊藤 茂昭	2017年6月22日
第5号	東京弁護士会 オペラ同好会 La Campanella	代表 吉岡 桂輔	2021年6月23日

制度発足後、現在までにこの制度にもとづき公認団体として認められたのは、別表の通りの5団体です。私は、2015年3月に制度が発足した直後の同年4月に本会長に就任し、理事者会場で囲碁と将棋の同好会の代表者の方に公認証を交付する役割を担いました。また、その年に、囲碁・将棋の同好会公認を記念して、プロ棋士をお招きして東京弁護士会囲碁・将棋祭りを開催いたしました。

これらの体験を機に、私は、それまで弁護士仲間と宝塚歌劇を応援するため長年継続してきた「すみれを後援するひまわりの会」を発展改組し、将来公認団体となることを目指すべく、「東京弁護士会宝塚歌劇愛好会」を立ち上げ、活動を開始しました。そして、3番目のゴルフ倶楽部に続いて、淵上玲子会長の時代に「宝塚歌劇愛好会」が4番目の同好会として無事公認されました。

3 同好会の活動の 今後の広がりについて

公認された同好会の活動については次回から順次、連載で紹介されていきます。

本稿では、すべての同好会に共通する問題について少し触れたいと思います。先述した細則では、会の代表が本会会員であること、本会会員が20名以上いることを要件にしていますが、会員資格を特に本会会員に限定しているわけではありません。

囲碁・将棋は三会の会員の交流が活発であり、また、裁判所・検察庁との交流もあります。本会以外の弁護

士会会員や裁判官、検察官を会員とするかどうかは、各団体に任されています。例えば宝塚歌劇愛好会では、本会会員を「正会員」とし、他会の弁護士会会員、正会員の1親等以内の親族、本会・日本弁護士連合会の正職員を「準会員」としています。そのことにより、正会員が核となって他会との交流やご家族を含む福利厚生活動が可能となる仕組みとしています。これから新たに同好会を立ち上げ、公認団体を目指す場合の参考にさせていただければと思います。

次に、「活動実績1年以上」という要件についてですが、本会の同好会制度に基づく組織を発足させてからの活動実績が1年以上必要なのか、それとも会派などの団体内の有志でも1年以上の活動実績があれば、細則に基づく規則や役員要件、名称などが整えば、それから1年未満でも公認されるのか、必ずしも明確ではありません。実際、今までの公認に当たって疑義もありましたが、より多くの同好会が早期に公認されるためには、より緩やかな後者の解釈が妥当であると思いますので、理事者会で細則の改定を行うか、もしくは解釈を確定されることを望みます。

ワインをたしなむ会、鉄道研究会をはじめ、歌舞伎、バレエ、俳句など、多才・多趣味の弁護士が集い、先輩・後輩が交流する場所を提供することは、本会が、魅力ある弁護士会として継続していくことでもあります。これ以上、うれしいことはありません。

同好会の立ち上げに当たり、規約の作成などお手伝いできることがあれば、既存の同好会のネットワークを通じ、いつでもご協力いたします。

憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第3回 一人一票実現訴訟

憲法問題対策センター委員 伊藤 真 (36期)



選挙の度にと野党逆転なるか、野党共闘の是非などが話題になるが、そもそも有権者一人が持っている投票価値、つまり一票の持つ政治的影響力が住所によってバラバラである。一人ひとりの政治的意見が選挙において対等に扱われていない。

この問題は議員定数不均衡問題として従来から知られているなじみの論点である。1962年に故越山康弁護士が修習生時代に提訴されて以来、山口邦明弁護士グループによる訴訟が続けられていた。その成果は計り知れないが、私たちは升永英俊弁護士（第一東京弁護士会）、久保利英明弁護士（第二東京弁護士会）らと共にこれまでの平等権の問題とは別に統治論の観点から訴訟において主張し、一人一票実現国民会議というNPO法人を立ち上げて国民運動として展開することにした。

統治論とは、主権者の多数が国会議員の多数を選出できてはじめて「正当に選挙された国会における代表者」（前文）として正統性を与えられるという議論である。しかし、現在は有権者の少数から国会議員の多数が選出されている状況にある。先の衆院選では、有権者の43.39%が小選挙区選出議員（289名）の過半数（145名）を選出している。これでは国会が主権者の多数派から正統性を与えられているとはいえない。これは小選挙区制の是非等以前の問題であり、いかなる選挙制度であっても人口比例選挙でなければならない。

さらに、我々は、一人ひとりに自分事としてこの問題を捉えてもらうため、従来の2倍ではなく、0.5票のように表現の工夫をした。清き一票と思っていたら、なんと0.2票しかなかったと気づいたときには私も大きなショックを受けた。

未だに一票の格差が2倍未満なら許されると考えている人がいるようであるが、0.49は2倍以上である

から許されず、0.51票は2倍未満だから許容されると合理的に説明することは困難である。

被告である選挙管理委員会側にとどまらず、地方の記者会見でも、一票の格差は正は、地方の切り捨になるのではないかという反対意見に触れることがある。

しかし、この問題は人口の少ない地方と都市の対立の問題ではない。直近の衆院選では、鳥取1区が1票とすれば、東京3区では0.49票となるが、ここには人口過疎の小笠原諸島が含まれ、地域的少数者が暮らしている。2019年参院選においても福井県を1票とすると、新潟県も宮城県も東京都と同じく0.34票の価値しかなかった。現在も決して地方が優遇されているわけでは全くないことを覚えておかなければならない。

そして何より地域的少数者の意見を反映するために多少の格差はやむを得ないという理由が不明である。地域的少数者以外にも、性的少数者、障害を抱えている方々、Z世代など若者、貧困層など意見を反映させるべき様々な少数者が存在する。どうして地域的少数者のみが優遇されるのであろうか。そもそも国会議員は全国民の代表であり、地元選挙区や選挙母体の代表ではない。また、国会で議論されるべきは、国家予算、安全保障、経済政策など国政であって、地域活性化だけではない。特定地域の有権者を優遇する理由はどこにもない。

こうしたことを訴訟でも訴えているのであるが、「3歩進んで2歩下がる」を繰り返している。ただ、竹崎コートにおいて、「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない」（最大判平成23年3月23日（民集65.2.755））、「参議院議員の

選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。」(最大判平成24年10月17日(民集66.10.3357))という明確な判断がなされたことは高く評価すべきと思う。

2013年の参院選、2014年の衆院選から比例区を除く全国すべての選挙区で提訴している。これは事情判決の法理を封じるためである。選挙は違憲だが無効にしないという明文の根拠もない判決手法を封じるためには、選挙区間で差が生じないようにすべての選挙区で提訴する必要がある。また、全国すべての高裁及びその支部に事件が係属することになるため、選挙の度に14の高裁判決を得ることができる。判決の数は、これまで5つの違憲状態判決を含む7つの最高裁判決のほか、高裁判決は山口弁護士グループを含めると107となった。高裁判決内容をみると、違憲無効判決3、違憲・違法判決20、違憲状態判決は50にも達する。

衆議院選挙で289、参議院選挙で47(現在合区によって45)の全選挙区で原告を立てるのであるが、この原告捜しが至難である。私が40年以上の間、全国で市民向けの憲法講演会を実施してきたその関係者の方々や、教え子などに声をかけ、原告や代理人になってもらっている。保守的な地域では、「国を訴えるなんてとんでもないと批判を受けるので遠慮

する」とか、「保守政党支持基盤なので無理だ」と断られたり、「受験指導に専念しろ」と批判されたりもする。しかし、私は憲法価値を実現する法律家を送り出したいという思いから司法試験塾を立ち上げたのであり、一人一票の実現は塾をあげて取り組んでいる課題でもあるので、困難であっても人口比例選挙実現まで続けていく。

提訴、弁論、判決の度に各高裁所在地で報道関係者の理解を得るために記者会見を実施しているが、国民運動との連携は極めて重要と考えている。最高裁判官の国民審査において一人一票実現に後ろ向きな裁判官に×をつけるバッチン運動を行い、新聞広告でキャンペーンを行っている。一人一票実現国民会議のメンバーと共に、プラカードを掲げての入場行進、のぼり旗、マスコット、歌、SNSでの発信などの各種運動と協力しながら進めている。支援者との月1回の会議は10年続けている。私はこの運動は、自分の1票が1票未満なのはおかしいと声を上げる自立した市民、国民を増やしていく運動でもと考えている。自らの意思で学び、考え、行動し、社会にかかわろうとする「物言う口うるさい民衆」はときに為政者には嫌われる。しかし、それが民主主義国家である。なお、人口比例選挙が実現するまでは、正統性のない国会議員が主導する憲法改正など許されるはずもないことを付言しておく。

憲法問題対策センターの委員会ブログにて
コラム「憲法の小窓」
を随時、掲載しています！



<https://www.toben.or.jp/known/iinkai/kenpou/column/>
ホーム → 東京弁護士会を知る → 委員会紹介 → 憲法問題対策センター → コラム「憲法の小窓」



第7回 生活保護をめぐる最近の話題

人権擁護委員会委員 格差問題部会 山川 幸生 (63期)

1 生活保護基準の引下げとその影響

生活保護基準は2013（平成25）年～2015（平成27）年の生活扶助費本体の第1次引下げが行われた後、住宅扶助、冬季加算の引下げが続き、2018（平成30）年～2020（令和2）年には生活扶助費本体の第2次引下げ、母子加算等の引下げが続いた。タレントの親族が生活保護を利用していたことに端を発する「生活保護バッシング」の影響があったとみられている。

生活扶助費本体の引下げ幅は、第1次引下げで平均6.5%（最大10%）、第2次引下げで平均1.8%（最大5%）となった。各改定では一部引上げとなった世帯もあるが、全体としては大きく減額された。

この下げ幅は、名目賃金（月額）が2013（平成25）年から2018（平成30）年までの間に31.4万円から32.4万円に上昇したのとは対照的であり、生活保護を利用している世帯の生活の苦しさが際立つ状況となっている。生活保護利用者の相談を受ける際には、こうした厳しい生活状況にあることを留意されたい。

生活扶助費本体の第1次引下げについては、全国30の集団訴訟が起き、大阪地裁令和3年2月22日判決（判例秘書登載）は「厚生労働大臣の判断には、…統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いており」「最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある」として、引下げは生活保護法3条、8条2項違反で違法とし、保護費減額の処分を取り消す判決を言い渡した。一方、1審の判断があった他の6地裁では原告が敗訴している（2021年12月末現在）。

2 63条返還をめぐる訴訟

～「医療費10割返還」の不衡平を指摘

十分な資力があってもすぐに活用できず、生活に困った場合には、生活保護を利用できる。この場合、資力を活用できるようになった時に保護費の返還が求められる（生活保護法63条）。厚生労働省は医療扶助費を含めた保護費の全額の返還を求めべきだとしており、これに従うと、国民健康保険や後期高齢者医療制度を利用していた者に対して同法63条による返還を求める場合、医療費は実質的に10割負担となる。これらの者は、保護開始と同時に上記保険制度の資格を失い、医療費の10割を医療扶助で賄うからであるが、健康保険に加入し続けた場合と比べて不公平だ、とかねてから問題になっている（「医療費10割返還」問題）。

認知症のため預金等が引き出せず、職権で保護開始となった被保護者に対する同法63条返還処分（医療費は10割返還）の取消しを求めた訴訟で、東京高裁令和2年6月8日判決（判例タイムズ1478号31頁、確定）は、医療費10割返還という不利益の内容を十分に説明して理解を得るべきだったのに、その理解を得ないままに職権で保護の決定が行われたとし、後期高齢者医療等の自己負担分を超えて保護費の返還を求める部分については「著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法がある」として、処分を取り消した。

同判決は、保護の実施機関に対し、医療費10割返還についての説明義務を課し、これを返還の「不可欠の前提」とした。同判決の論理に従うならば、認知症のために職権で保護を開始した場合には、医療費の10割返還までは求められないことになる。

厚生労働省は同判決を無視しているが、現場では、事情によって医療費10割返還に固執しない福祉事務所も現れている。各実施機関の対応に今後も注目する必要がある。



新型コロナウイルスのもとで Part2 ~こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)~

〈vol.6〉

待ったなしの義務研修 さあどうする!?

会員 石本 哲敏 (42期)

会員 矢野 亜紀子 (61期)

弁護士倫理特別委員会は、毎年、新人研修、中間研修及び一般研修の3つの倫理研修を実施している。

受講対象者は合計約2,000人/年。義務研修であるためコロナウイルスがあるからといって勝手な中止は許されない。どのような内容をいかなる方法で実施していくのか。当委員会は迅速かつ的確な判断を求められてきた。

2020年度は緊急の対応として日弁連の代替研修(eラーニング)を活用させていただいたが、当委員会は、2020年から2021年度の研修実施に向けてメールやZoom等で活発に議論し、2021年度は、当会初のウェブ配信による倫理研修を実施することができた。

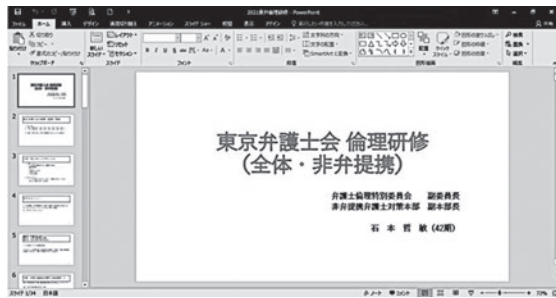
研修内容は、全体講義として一般倫理30分、非弁提携・ハラスメント防止各15分、パネルディスカッション(委員らがシナリオに沿って設問を議論するもの)とした。

いかに受講者に臨場感をもって受講していただけるか。そのような観点から、全体講義は、大部にわたる資料の要点をパワーポイントで簡潔に整理し、かつ、実体験を交えて説明することを心がけた。パネルディスカッションは、受講者も参加できるように、動画中に弁護士倫理の設問を出題し、その回答を提出してもらうこととし、それで受講確認も兼ねるという方法を使った。

また、インターネット環境にない会員には、感染対策をした上でクレオでの動画上映会を実施することとした。

委員らは緊急事態宣言下でもリハーサルを重ね、初めての録画に緊張感をもって取り組んだ。すでに中間研修及び一般研修が実施され、2022年3月には新人研修が配信される。受講者の意見や感想を拝読すると、全体講義はパワーポイントを利用した講義に好評をいただいており、パネルディスカッションも受講者に関心の高い内容となったようである。

2022年度も同様に、動画配信による倫理研修の実施を予定している。最新の情報にアップデートするため全体講義につき改めて動画撮影をする等、受講者からいただいた意見を参考により充実した研修の実施に努めたい。今後も、受講対象の会員の皆さまにおかれてはぜひ積極的に受講いただきたい。



こちらから読んでね

感謝の花





民事訴訟記録を永久保存に！

第2回 米軍横田基地騒音公害訴訟

会員 土橋 実 (46期)

重要な歴史的な事実は判決書の中だけではなく、訴訟当事者の主張、書証、証人尋問調書などのなかにもある。第二回は、東京地裁で永久保存に指定された米軍横田基地騒音公害訴訟事件を紹介する。筆者は新横田基地騒音公害訴訟原告代理人である。

事案

東京の多摩地域にある米軍横田基地はベトナム戦争（昭和40年11月から昭和50年4月）の出撃基地となっていた。昼夜を問わず飛行騒音に悩まされた住民約750人が、大阪空港の夜間早朝の飛行差し止めを認めた大阪高裁判決（昭50.11.27民集35.10.1881）に触発され、国を相手に米軍機の夜間早朝飛行差し止めと過去・将来の損害賠償を求め東京地裁八王子支部へ3次にわたり提訴した（昭和51年（ワ）第405号ほか。旧訴訟）。旧1・2次は最高裁で過去の損害賠償が確定。旧3次は高裁和解協議で国が「騒いでいるのは一部の住民」と発言し和解を拒否、高裁は過去分の損害賠償の支払を命じ確定した。

「一部の住民」発言が住民の怒りに火をつけ、平成8年から10年にかけて計6000人近い住民が原告となり提訴した（平成8年（ワ）第763号ほか。新訴訟）。新訴訟には旧訴訟の原告も多数加わった。新訴訟ではアメリカも被告とした。当時、日本の裁判所で外国政府を被告とする民事訴訟が可能につき最高裁の判例はなく、絶対的免除主義を採用した昭和3年12月28日大審院決定（民集7.11.1128）があるだけだった。絶対的免除主義の大審院も不法行為は例外としていた。原告は訴状をアメリカへ送達するよう裁判所に求めた。裁判所は訴訟上の送達ではなく、外交ルートによって訴状を送付した。アメリカから「応

訴はしない。訴訟は日本政府が適切に対応することを求める。」という口上書（回答書）が返送された。地裁・高裁は訴えを却下、平成14年4月12日、最高裁は米軍の公的活動は主権的行為だから国際慣習法上、民事裁判権は免除されるという理由で上告を棄却した。

国に対する裁判は、平成17年11月30日の東京高裁判決（判時1938.61）が、被害住民が繰り返し提訴しなければ救済されない不条理を認め、一部将来分の損害賠償の支払も命じた。しかし、平成19年5月29日、最高裁は3対2の僅差で将来分の損害賠償は不合法として却下、過去分の損害賠償の支払が確定し終結した（最判平19.5.29判時1978.7）。その後、第二次の新訴訟が提起され令和2年に過去分の損害賠償の支払が確定、現在も新しい訴訟の準備が進められている。

判決書からわからないこと

司法で違法とされた基地騒音を行政も立法も放置したままである。被害住民が繰り返し提訴せざるを得ない不条理を解消できるのは司法しかない。だが司法はまだこの役割を果たしていない。アメリカの口上書を含む訴訟記録には原告の深刻な被害の詳細とこれに背を向ける国の無責任な言い逃れが示されている。学者の意見書は国際民事裁判権を見直す契機になり、「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成21年法律第24号）」の制定に繋がった。訴訟記録は、日本と国際社会との関係、日米軍事同盟や軍事問題を振り返るときに役立つ貴重な歴史的資料である。会員サイトでもう少し詳しく紹介する*1。

* 1 : <https://www.toben.or.jp/members/iinkai/2kouhozon/index.html>

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第4回 免許代言人

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 池浦 慧 (66期)

- 1 初期の代言人制度においては、その資格は「盲聾無筆及び未成年者」を除くとされただけで、格別の資格要件はありませんでした。そのため、誰でも代言人になることが可能であり、その営業において過当競争が発生しました。その結果、いわゆる「三百代言」の弊害が生じ、代言人による訴訟教唆や権利の売買、さらには裁判を遷延させたりすることもあったと記録されています。「三百代言」の語は、当時、青銭（寛永通宝四文銭の俗称）300文又は玄米1升の報酬にて代言を引き受ける代言人が多かったことに由来するようです。
- 2 これに見かねた政府は、明治9年に代言人規則を公布しました。この規則においては代言人を免許制とし、代言人志願者は「所轄地方官ノ検査」を受けなければならないとされていました。検査項目は「布告布達沿革ノ概略」、「刑律ノ概略」、「現今裁判上ノ手續ノ概略」、及び「本人品行並ノ履歴」の4点とされ、合格者に対しては司法省から代言人免許状が下付されました。ここに至って、代言人は免許制を採る専門的職業として公認されたといえます。
- 3 しかし、代言人免許の有効期間は1年で、免許料は10円でした。代言人免許は府県裁判所の免許と上等裁判所の免許に分かれていたため、両裁判所の免許を持つ代言人は、免許更新のたびに20円の免許料が必要でした。明治10年当時、大工の日雇い手間代が40銭と言われているので、20円は大工が50日働いてやっと得られる金額です。それを納めなければ代言人免許は失効しますので、代言人の経済的負担は決して小さくはなく、免許制になったからといって、代言人の地位が安定したわけではありませんでした。
- 4 東京府における第1回代言検査は、明治9年4月10日に実施されました。出願者は30名で、検査は5問4時間の筆記試験であったと記録されています。ところが、出題に問題がありました。「明治6年第三百号の布告如何」というように布告の番号を記憶していないと回答できない出題をしたり、「三業組合の規則を心得居るや」というように、特定の業種にのみ適用される規則について出題を行ったりしたということです。しかも、ここでいう「三業」とは、「女郎・引手茶屋・女郎屋」を指しているとのこと。やや強引に現代に置き換えると、司法試験において風営法の規定に関する知識を問うようなものでしょうか。
- 5 これに立腹した受験生が試験を放棄して途中で帰ってしまったという逸話もあるようですが、真偽のほどは定かではありません。ともあれ、東京府は4月10日の検査を中止し、同月17日に検査をやり直しました。今度の問題は、次のようなものでした。「甲ヨリ某省某局ノ文書ヲ偽造シ之ヲ乙ニ差入レテ金ヲ借ラントス乙其偽造ナルコトヲ知リテ官ニ告グズ却テ甲ヨリ金十円ヲ受ケタリ甲乙兩名ノ刑如何」、「甲ハ金五十円ヲ乙ニ貸シ其証書ヲ受取り之ヲ丙ニ売渡ス甲ノ死后丙ハ乙ニ対シテ金ヲ請求セシニ乙ハ既ニ甲ニ返金シタリトテ甲ノ受取証ヲ出シテ答弁ス此裁判如何」。
- 6 東京府における第1回検査の結果、東京裁判所だけの免許代言人が3名、東京裁判所及び東京上等裁判所両方の免許代言人が3名誕生しました。この6名が、東京において活動している弁護士の始祖といえるのかもしれませんが。ご参考までに、全国を見ると第1回検査に合格したのは合計34名であり、うち16名が大阪の合格者でした。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

59期(2005/平成17年)

ひとときのモラトリアム

会員 木下 学 (59期)

私は59期。2005(平成17)年4月に研修所に入所。2006(平成18)年9月まで1年6か月の修習を受けた。

前期修習は和光の研修所。1クラス75名のクラスが20クラスあり、私は10組。和気藹々とした雰囲気のあるクラスで、教官も温かかった。健康管理(ソフトボール大会)がまだ残っているなど、のどかな空気があった。帰りは毎晩のように飲み歩いた。和光市駅手前に焼き鳥の立ち呑みがあり、そこで時間調整をして次のお店に飲みに行く。そんなパターンが多かった。教官も同期みたいな感覚で付き合ってくれた。

6月下旬から実務修習。私は大阪修習だった。森之宮の公団住宅に間借りしたが、その引っ越し初日、電気が点かなかった。寝具も何もない。仕方ないので、駅近くのコンビニでろうそくを買い、ダンボールを大量にもらい、それで寝泊まりした。電気は翌日に点いて、ろうそく生活は一日だけだったが、ダンボールのふとんは意外にも寝心地が良く、一週間ほどはそれで過ごした。そのうちに早朝からけたたましくクマゼミの鳴く、灼熱地獄の大阪になった。

そもそも希望地に大阪は挙げていなかった。なぜ大阪になったのだろう。最初にそれを聞いたときは驚天動地。河内弁の早口でガミガミと嫌みを言われたらどうしよう。そんな不安があった。しかし、来てみるとそんなことはなかった。人が実に温かい。ユーモアもたっぷり。飲食店でお勘定のとき「800万円」と言われた。最初はびっくり。そのうちに私も「はい。おつり200万円」と返せるようになった。

17時になるとサイクリング。土日もサイクリング。

大阪がよっぽど物珍しかったのか、市内をママチャリで走り回った。無料の渡し船が市内に何か所もあり、それに乗りに行ったり。恐る恐る西成を彷徨ったり。そこにはお兄さんが一本指で合図してくる見知らぬ世界があった。それと、90歳くらいのおばあちゃんの営むお好み焼きによく行った。粉もんの街大阪。そのお店はけっして美味しくないのだが、おばあちゃんの手もとの挙動がおもしろかった。で、そのママチャリ。最終的に盗まれた。

17時までの実務修習もおもしろイベントが満載であった。すりの目線を教わるすり研修。パトカー同乗研修では飛田新地のお姉さんが後部座席の私たちに手を振ってくれた。捕まった人だと思ったに違いない。海上保安庁の船で大阪湾クルーズ。少年院。近鉄西大寺検車区。鈴鹿サーキット。刑務所。美浜原発。ごみリサイクルセンターで一日中資源ゴミの仕分け。などなど。家裁の修習で名の変更許可事件の審尋に同席したとき、申立人の話があまりにもおもしろく、まさに受けを狙ってるだろうという感じであった。修習生4人で笑いをじっとこらえる。私がとうとう吹き出す。みんなこらえきれず一斉に大爆笑。そんな不謹慎なこともあった。

和光に戻って後期修習。まだまだ物見遊山気分の抜けない私。このままでは二回試験が危うい。そんなとある日、ようやくスイッチが入った。事実摘示記載例集を手書きで丸写し。同期の優秀起案も手書きで丸写し。それらと白表紙を速読用に色分けして、飛ばし読みに近いのだが、電車やバスで繰り返し繰り返し読んで頭に刷り込む。そんな勉強法で何とか二回試験をクリアした。最後はがんばった。

いかにして体力を維持するか

会員 星 太輔

1 仕事と体力

私は、都内の法律事務所に勤務している。所属事務所が扱う事件はいわゆる一般民事が多いため、日々、交渉時の面談や調停、裁判期日のため外出する機会が多い。

特に遠方の裁判所への出頭の場合、移動だけで1日経ち、事務所に戻った際には先方からの書類が届いており、起案が増えているというのもザラであった。

そうすると、起案をする時間帯としては夕方になることが多いものの、移動疲れというものがある。

移動手段としては、電車か車を利用しているが、いずれの手段にせよ移動疲れを感じやすいため、事務所に戻ってから起案はするものの、そもそも、疲労で頭が働かなければ仕事にならない。

そこで、弁護士の業務に際しては、疲労も感じず起案に集中できるだけの体力が一番大事だと考えている。

2 チャリ通勤

私自身、休日こそ社会人サークル等で運動する機会はあるものの、平日にも体力を維持する活動をするためには何をすべきか考えた。

とはいえ、納期が近い仕事や、また仕事を滞留させないようにするために、平日に毎日必ずジムに行けるわけではない。

そこで、毎日継続できるよう、電車通勤をやめて、チャリ通勤とすることにした。

私の自宅から所属事務所まで、チャリだと、距離にして約6km、時間にして約30分で通勤できる。

往復にすると、平日1日1時間は運動する習慣となっている。

チャリ通勤をして始めこそは、チャリを漕ぐ疲労で起案がままならないという悪循環に陥っていたものの、チャリ通勤をして数か月が経った頃、夕方になってもあまり疲労を感じる事が少なくなり、外出続きでも起案が溜まらないようになってきた。

今となっては、難易度の高い事案は別として、疲労から起案に集中できないと感じる時間も少なくなり、起案を仕上げて比較的早い時間に退勤できている。

このまま、チャリ通勤を続ければ、体力も維持でき、仕事も捗り、一石二鳥であると感じている。

3 今後の展望

他方で、当然のことながら、チャリ通勤については、夏は暑く、冬は寒く、雨の日は雨に降られて、ジムでシャワーを浴びてから出勤せざるを得ないという不便さも感じている。

今は、多少の無理をできる年齢ではあるものの、この先ずっとこのような生活ができるとは考えられない。

仕事効率を改善するためには、体力を維持する必要があるものの、年齢を重ねれば、今とは違った生活スタイルに変えなければならず、どうしようものか考えている。

欲を言えば、車で通勤しつつ、仕事効率も更に改善して、平日にもジム等で運動できるような生活を目指したいところである。

新人のうちは、能力的にも売上の的にも難しいが、日々の仕事を丁寧にこなしつつ、いつか、このような生活できるように精進したい。

しばらくの間は、雨風、冬の寒さや夏の暑さに負けず、チャリを漕ぎ続ける。

『新装版 聖職の碑』

新田次郎 著 講談社文庫 902円(税込)

生命の尊さと教職者の葛藤 ～史実が織成す感動の名作

会員 阿部 成孝 (66期)



1 はじめに

2012年に司法試験を受けた後、発表までの間、悶々としていたこともあってか、突如登山をしたいと考えた。登山経験はほとんどなかったが、同じく経験のない友人を誘い、北アルプスの涸沢カールまで登った。その時のカールの景色が素晴らしく、山に魅了され、その後は毎年のように日本アルプスに登っている。登山を始めたことがきっかけで、山岳小説に興味を持ち、新田次郎（以下「作者」という）の本を多く読むようになった。なかでも私がお薦めと思ったのが、今回紹介する「聖職の碑」である。

2 本書について

本書は大正2年に実際に起きた木曾駒ヶ岳（本書では伊那駒ヶ岳と表現している）における大量遭難事故を取り上げている。中箕輪尋常高等小学校の生徒25名、校長を含む引率教師3名、地元の青年会員9名の計37名で出発し、そのうち11名が命を落としており、その悲惨さは想像に難くない。本書は、大きく(1)登山の背景 (2)遭難事故の模様 (3)遭難の後に記念碑が建てられる経緯、の3つで構成されている。

(1) 登山の背景

当時の長野の教育は、明治の実践主義教育と、台頭し始めた理想主義教育（白樺派）との間に軋轢が生じており、中箕輪尋常高等小学校でも例外ではなかった。実践主義者であった校長は、登山の教育的価値を掲げ、危険であると反対する白樺派を説き伏せ、実行したのである。ただ、無謀というわけではなく、用意周到ではあったが、多くの不運に見舞われ、遭難事故を起こしてしまうのである。

(2) 遭難事故の模様

遭難の原因は、予期できなかった台風の発生とあるべき山小屋が存在していなかったことである。天候に

ついては、当時の技術では、予報は難しく、校長は登山の直前まで測候所に天候を聞いていたが、台風を予見できなかった。泊まる予定の山小屋は、行きにすれ違ったよそ者の登山者に燃やされてしまったのか、焼失して高さ1メートルの石垣が残されているのみであった。校長の指示の下、石垣を利用し、簡易の屋根を着莫座などで作ったが、結局寒さに耐えきれなかったことなどで、止める校長をよそに、皆が一斉に小屋を飛び出し、大嵐の中、下山したことが、大量遭難に繋がった。なかでも強風と極寒の中、遭難死するものの心の記述が、状況の過酷さを物語っており、引き込まれるように読める。

死者はほとんど子供であったが、校長も子供を庇う形で亡くなった。

(3) 遭難の後に記念碑が建てられる経緯

木曾駒ヶ岳には、今回の事故の「遭難記念碑」が立っている。通常は悲惨な遭難事故が起こったのであるから、記念碑ではなく、慰霊碑を立てるのではないか。なぜ記念碑となったのか。そこには最初にあった実践教育と理想主義教育も関わり、作者が紐解いていく。

3 さいごに

本書は、本編の後に作者の取材記が綴られている。それも相当な頁を割いている。この取材記が、本書をさらに魅力的にさせている。そもそもの事件記録を読んで当時の事故状況や校長の対応、記念碑のあり方に疑問を持った作者が学校や教育委員会、そして実際に駒ヶ岳登山をして、当時の状況を綿密に取材している。取材は昭和50年頃であり、登山に参加した子供の中には、存命の者が数名おり、その方々の証言も非常に興味深い。私も幾度か木曾駒ヶ岳に行っているが、ルートが異なり、記念碑を未だ見たことがない。今後は是非、記念碑を見に行きたい。



パットイスマナー

会員 今西 知篤 (71期)

諸先輩方を差し置いて、アベレージゴルファーである私がゴルフの魅力を語るのは大変恐縮ではあるが、ゴルフの中でも、とりわけパターの魅力を語りたいと思う。

パターは、グリーンに乗ったボールを転がしてカップに入れるため、一見地味であるが、300ヤード飛ばすのも、1メートルのパットもどちらも1打には変わりなく、“パットイスマナー”（プロにとってパターこそ賞金を稼ぐ秘訣という意味）という名言があるように、パターが入らなければ、まともにスコアを作ることはできない。

パッティングという技術そのものにも奥深さはあるが、ここでは、パターの道具としての奥深さについて触れたいと思う。

ゴルフクラブは、ウッド・アイアン・ウェッジ・パターと主に4種類に分けられるが、どのクラブも構造や材質についてルール上の制限を受けている。

しかし、パターに関しては、他のクラブに比べて、ルール上の制限が緩く、比較的自由に設計できるため、各メーカーから様々な形状のパターが販売されている。

そのため、パターに関しては、他のクラブに比べて選択肢が多く存在し、かえってどのパター選んだらいいのか分からなくなってしまうことが多い（もっとも、このパター選びの悩ましさもまたパターの魅力の一つである）。

パターの選び方の1番の基準は、ストロークを安定させてオートマチックに打ちたいのか、それとも感覚的に打ちたいのかどうかである。

一般的に、パターヘッド（ボールを打つ部分）が大きいものはオートマチックになり、ヘッドが小さいと感覚的になる。また、グリップ（手でパターを握る部分）が太いものはオートマチックになり、グリップが細いと感覚的になる。

あまり着目されていないが、ヘッド・グリップの他にも、ネック（ヘッドとシャフトの接続部）も形状次第で特性

が大きく異なる（詳細は紙面の都合上割愛する）。

オートマチックに打てた方がカップに入る確率が上がるのだから、ヘッドは大きく、グリップは太くしたほうがいいのではないと思われる方も多いと思う。

ただ、パター選びにおいて、どのように打ちたいかだけでなく、スイングテンポ、ストローク軌道、ボールの転がり方へのイメージの仕方、外見上の好み等のある種感覚的な要素も重要になってくるため、万人に合ったパターというのは存在しない。

他にも、パターヘッドの材質やインサート（打面のクッション部分）の有無によって打感も異なるし、ロフト角（打面の傾斜角）によって打ち出しのボールの転がり方も異なり、これらの要素は普段よく行くゴルフ場のグリーンの速さや苦手なシチュエーションを考慮して決めることになるであろう。

パターにはパーツ毎で様々な要素を有することを述べたため、逆に選びにくくなってしまったかもしれないが、結局のところ、最後は自分の好みで決めてしまってもいいと考える。その中で、上記で述べたような要素があることを頭の片隅に置きながら選んでみると、よりパター選びが楽しめるはずである。

特にパターは他のクラブと違い、摩耗することがほとんどないので、長く使うことができ、スーツのようにオーダーメイドで作成することもできるから、自分だけの最高の1本を探すというパター選びの旅を楽しんでみてはいかがだろうか。



ザ・サザンリンクスゴルフクラブ

死刑執行に強く抗議し、死刑執行の停止を求める会長声明

昨日、3名の死刑が執行された。執行された者の中には、再審請求中の者も含まれている。

当会は、2020年9月24日の臨時総会において、死刑制度に関する規定が削除されるまでの間、死刑執行は停止されるべきであり、死刑廃止と併せ、死刑に代わる刑罰として仮釈放のない終身刑の導入を検討すべきであると決議した（死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議）。

日弁連も2016年の福井市における人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言案」を採択し、刑罰制度の改革、受刑者の再犯防止・社会復帰のための法制度の改正と共に、死刑制度の廃止を目指す旨宣言し、死刑廃止に向け大きく舵を切っている。

今回の死刑執行は、極めて遺憾である。

死刑は、人間の生命を国家が奪うという行為であり、人権保障の点から根本的な問題を有している。

死刑の廃止又は執行の停止は既に国際的潮流となっており、

OECD加盟国の中で死刑執行を国家として維持しているのは日本だけであり、日本は非人道的な国であると国際的な非難を受けている。

さらに、死刑は誤判の場合には取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。現に日本では、死刑を宣告されながら、後に無罪であることが判明した著名な死刑再審4事件が過去に存在したほか、近年に至っても、静岡地方裁判所は袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をしている。

当会は、犯罪被害者の救済制度のさらなる充実を求めるとともに、昨日の死刑執行について強く抗議し、改めて、死刑制度を廃止するための立法措置を講じ、死刑制度が廃止されるまでの間全ての死刑の執行を停止することを求める。

2021(令和3)年12月22日

東京弁護士会会長 矢吹 公敏

出入国在留管理庁の公表資料に抗議する会長声明

出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）は、2021年12月21日、「現行入管法上の問題点」と題する資料を公表した。

上記資料の14頁の「身元保証制度の運用状況」という項において、「収容されている外国人の仮放免に当たり、身元保証人を付ける例が多いが、保証人の中には多数の逃亡者を発生させている例がある。」と述べ、「【多数の逃亡者を発生させている身元保証人の例】・弁護士A：約280人中約80人逃亡・弁護士B：約190人中約40人逃亡・弁護士C：約50人中約20人逃亡（中略）※平成26年1月～令和3年3月末までに判明した概数」と表記している。

仮放免を受けた者が所在不明になった背景には、数年にもわたる無期限収容や、今年3月の名古屋入管内での死亡事件で明らかになったような施設内の劣悪な処遇など、入管収容上の問題があるにもかかわらず、あたかも身元保証人となった弁護士らに逃亡の責任があるかのように言及することは、弁護士

が逃亡を助長しているかのような印象を与えかねないものであり、不当かつ不適切なものといわざるを得ない。

当会、日本弁護士連合会、国連機関及び各種NGOは、国際人権基準などに照らして、無期限収容も含め、日本の収容制度や難民認定制度の様々な問題を再三指摘してきた。現在も、多くの弁護士らが外国人の無期限収容からの解放を支援する活動に取り組んでいる。今回の公表資料の上記記述は、かかる弁護士らの人権擁護活動に悪影響を及ぼすものである。

上記公表資料の他の記載についても重大な問題が存在するところであるが、当会は、入管庁に対し、まずは14頁の「身元保証制度の運用状況」の項につき抗議し、この項を直ちに削除してその旨を周知することを求める。

2021(令和3)年12月27日

東京弁護士会会長 矢吹 公敏